九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

サールの社会的存在論における「宣言」及び「認知」・「受容」について

大河原，伸夫
九州大学大学院法学研究院 ： 教授

https://doi.org/10.15017/1854775

出版情報：法政研究. 84 (2), pp.161-215, 2017-10-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

研究ノート

サールの社会的存在論における「宣言」及び「認知」・「受容」について

大河原　伸　夫

はじめに
一　『社会的世界の形成』の内容
（一）中心的主張と重要な諸概念
（二）制度的現実（あるいは制度的事実）の形成と維持
二　『社会的世界の形成』に対する諸批判
（一）「宣言」に関わる批判
（二）「認知」・「受容」に関わる批判
（三）「二重の適合方向」に関わる批判
三　『社会的世界の形成』の検討
（一）「地位機能宣言」
（二）「認知」・「受容」
おわりに

はじめに

政治の重要な要素には、〈抽象的対象(1)（感覚器官に刺戟を与えない対象）〉(2)及び〈構成されたもの（自らの属性のみによっては果たせない機能を持つ人間）(3)〉が含まれる。例えば、成員が入れ替わっても同一性を保つ政党は、〈抽象的対象〉である。〈抽象的対象〉としての政党は、特定の時点における成員の総計とは別の存在である。(4)また、常人が政党のリーダーとして巨大な権限を持つ場合、リーダーとしてのその人物は、自らの属性のみによっては果たせない機能を持ち、従って〈構成されたもの〉である。政治研究の一つの重要な課題は、〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の存在を所与とせず、それらに関する基礎的な考察を提示することであろう。本稿は、そうした考察の手がかりをJ・サール（Searle）の「社会的存在論（social ontology）」から得ることを目的としている。

「社会的存在論」(5)の分野におけるサールの主著は、『社会的現実の構築』（Searle 1995）及び『社会的世界の形成』（Searle 2010b）である。(6)後者には、前者から引き継いだ部分もあるが、(7)前者に対する批判を踏まえた新しい主張も盛り込まれている。本稿では、そうした主張を検討し、そ

の問題点を指摘する。その上で、後者が提示する概念で〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的な考察にとり重要なものを、前者をも参照しつつ、特定したい。

後述するように、サールの「社会的存在論」は様々な角度から批判されている。そのこと自体、サールの議論の重みを示していると言えよう。サールの議論の重要性について批判者が述べていることを、幾つか紹介しよう―「社会的世界の性質」に関する現在の諸議論の中で、サールのそれには「最も影響力がある」(Epstein 2015, p.8)、「ジョン・サールほど社会的存在論に大きな影響を及ぼした哲学者は、ほとんどいない」(Guala 2016, p.57)、「社会的存在物(entities)」が「人間」にどのように「依存しているか」という問題について、サールは「最も有力な答えの一つ」を提供している(Machery 2014, p.87)。

以下、第一節で、『社会的世界の形成』の内容を紹介する。第二節で、同書に加えられてきた諸批判を検討する。第三節で、同書の中心的主張の問題点を指摘する。その上で、同書が提示する概念で、〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的な考察にとり重要なものを―『社会的現実の構築』も参照しつつ―特定する。(なお、以下、引用文中の傍点を付した部分は、「傍点筆者」と注記していなければ、原文でイタリックになっている部分である。)

一 『社会的世界の形成』の内容

本節では、サールの『社会的世界の形成』の内容を紹介する。

サールは、人々が「慣れ親しんでいること」に、実は「不思議で特筆すべき」特徴があると示すことが、同書の「戦略」であり、「制度的事実の最も不思議で特筆すべき特徴の一つは、それが制度がないところで形成されることである」、と述べている(Searle 2010b, p.106)[注2]。そして、自らの議論を「人間社会の特質そのもの」を考察する「社会の哲学(Philosophy of Society)」ととらえ、それを「社会科学の哲学(philosophy of social science)」(例えば説明の論理の研究)や「社会・政治哲学(social and political philosophy)」(例えば正義論)から区別している(Searle 2010b, p.5)。また、「社会・制度的現実の全て」には「共通の基礎構造」がある。社会科学の諸分野それぞれの研究主題が根本的に相異なっているわけではない。各分野の研究を行う上でも「共通の基礎構造」の理解は有用である、と主張している(Searle 2010b, pp.200-202)。

（一）中心的主張と重要な諸概念

『社会的世界の形成』の中心的主張は、「人間の制度的現実の全ては、地位機能宣言―明示的に宣言の形式を持つ言語行為でないもの（地位機能宣言と同じ論理形式を持つ表象（*representations*））を含む―により形成され、その存在が維持される」[9]というものである（Searle 2010b, p.13）[10]。ここで用いられている諸概念に関するサールの説明を（それには分かりにくい点もあるので、適宜補足しつつ）紹介しよう。なお、「表象」は、本稿第三節（一）で取り上げる。

制度　「制度」とは、「構成的ルールのシステム」である。「構成的ルール」とは、「Xは、コンテクストCにおいて、Yになる（X counts as Y in context C）」という形式のルールであり、〜せよという形式の「規制的ルール」から区別されるべきものである。〈一定の条件を満たす紙切れは、アメリカ合衆国において、二〇ドル紙幣になる〉は、「構成的ルール」の一例である。この構成的ルールにおける「X」は物であり、「Y」（「地位」）は「二〇ドル紙幣」である。〈選挙人団の過半数の票を獲得した人物は、次期大統領になる〉も「構成的ルール」である。この構成的ルールにおける「X」は人であり、「Y」（「地位」）は「次期大統領」である。「構成的ルール」の下で、「制度的事実」（例えば、「バラク・オバマは合衆国の大統領である」「チェスの試合で、或る人物が勝ち、別の人物が敗れた」）が成立する[11]。制度に依存せずに成立する事実は、「生の（brute）事実」（例えば、「地球は太陽から九三〇〇万マイル離れている」）である（Searle 2010b, pp.9-11, 13, 98）。

地位機能　「機能」とは、「目的に適う原因（a cause that serves a purpose）」である。例えば、「心臓の機能」は「血液を送り出すこと」であるが、それは「生命、生存、及び繁殖」という価値に規定された目的に適う原因である（Searle 2010b, p.59）。

「地位機能」とは、「人あるいは物」が、その「物質的構造」のみによっては果たすことができず、「集合的に認知された（recognized）地位」があってはじめて果たすことのできる「機能」である（Searle 2010b, p.7）[12]。単なる紙切れは、「二〇ドル紙幣」という「地位」の集合的な認知があって初めて果たすことのできる機能を持つ。そうした機能が、「地位機能」である（Searle 2010b, p.10）。（『社会的現実の構築』では、紙切れに付与された「貨幣」という地位には、「交換の媒介物及び価値の貯蔵所になること（to serve as a medium of exchange and a store of

value)」などの機能が「付着している（attached）」と述べられている（Searle 1995, pp.22, 46）。人間に「地位機能」が付与される場合は、権利、義務、許可などの「ディオンティック（deontic）[13]なパワー」が付与される。「ディオンティックなパワー」は、行為者にとり「意欲及び欲望に依存しない行為理由」を成す。例えば、フォロワーがリーダーに服従する「意欲」を持たないにもかかわらず、服従することを「義務」と認めて行為する場合、服従「義務」が「行為理由」となっている（Searle 2010b, pp.8-9, 95-96, 176, 181）。

「地位機能」を創出する「認知」（言い換えれば「受容（acceptance）」）には、「熱狂的支持」から「嫌々ながらの受け入れ」まで含まれる。「憎悪、無関心、絶望」の対象も、「認知」され得る。集合的な「認知」あるいは「受容」は、「集合的志向性」[14]の一形態である（Searle 2010b, p.8）。

（「地位機能」に関するサールの説明を見てきた。三点補足しよう。

①「地位機能」と「地位」『社会的世界の形成』で、「石の列」が成す「境界線」（後述）は、「地位機能」とも「地位」とも呼ばれている（Searle 2010b, p.95）。「地位機能」と「地位」を互いに代替可能なものとするのは、分かりにくい用語法である。前記のように「二〇ドル紙幣」が「地位」であれば、「境界線」は「地位」であろう。

『社会的現実の構築』でサールは、「機能」と「地位」は「内的に関係」しており、特定の「地位」は、特定の「機能」を持つことにより「地位」として成り立っている、と述べる。その上で、「地位機能」の例として、「夫」「リーダー」「教師」を挙げている（Searle 1995, pp.88-89）。「地位」に「機能」が内在していることを前提として、「夫」「リーダー」「教師」を「地位機能」と呼んでいると解釈できるかもしれない。しかし、「二〇ドル紙幣」を「地位」と呼ぶのであれば、これらも「地位」と呼んだ方が分かりやすいであろう。

②「地位機能」と「パワー」『社会的現実の構築』では、「地位機能の付与」は、「パワー」の付与を伴うのでなければ「あまり意味を持たない」と述べられている（Searle 1995, p.95）。すなわち、「地位機能」と「ディオンティックなパワー」は区別されている。同書で、「パワー」の一例として、大統領の法案拒否権が挙げられている（Searle 1995, p.101）。この例に即して言えば、或る人物に大統領という「地位」及び議会の抑制という「機能」が付与さ

れ、その際、この「機能」を果たす上で有用な、法案拒否権というポジティヴな「パワー」が付与される、ということになる。[15]

しかし、『社会的世界の形成』では、次のように述べられている。「典型的な制度的事実には、三つの要素がある。すなわち、X項、Y項、及びY地位に付着する地位機能（ディオンティックなパワー）である」（Searle 2010b, p.181）、「権利は、地位機能である。すなわち、権利は、集合的に認知された地位に由来するディオンティックなパワーである（Searle 2010b, p.176）。二〇一五年のサール論文にも、「全ての地位機能は、ディオンティックなパワーである」という記述がある（Searle 2015, p.508）。以上においては、「地位機能」と「ディオンティックなパワー」が同一視されている。

前述のようにサールは、「機能」の例として、「血液を送り出すこと」「交換の媒介物になること」「価値の貯蔵所になること」を挙げている。これらを「パワー」と呼ぶことはできないであろうから、「地位機能」と「ディオンティックなパワー」は区別すべきではないかと考える。

③「地位機能」と「制度的事実」　サールは、「全ての制度的事実が、そして制度的事実だけが、地位機能である」とも述べている（Searle 2010b, p.23）。すなわち、両者を同一視する場合がある。しかし、前述のようにサールは、「バラク・オバマは合衆国の大統領である」「チェスの試合で、或る人物が勝ち、別の人物が敗れた」を「制度的事実」と呼んでいる。「地位機能」を「交換の媒介物になること」を例とするものととらえるにせよ、「ディオンティックなパワー」ととらえるにせよ、それを「制度的事実」と呼ぶことには疑問がある。なお、「制度的事実」と「地位機能」の同一視は、一九九五年の『社会的現実の構築』にも、二〇一七年の論文「人間文明の規範的構造」にも見られる。前者は、「ビル・クリントンは合衆国大統領に選出された」を「制度的事実」と呼びつつ、「地位機能（すなわち制度的事実）」と記述している（Searle 1995, p.124）。後者は、「バラク・オバマは合衆国大統領である」を「事実」と呼びつつ、「全ての制度的事実は、例外なく、地位機能である」と述べている（Searle 2017, pp.24, 28）。

以上、三点補足したが、サールの「地位機能」概念には、そして「地位」「パワー」「制度的事実」の概念にも、不明確さがあると言えよう。サールがこれらを使用するとき、読者はその意味を文脈により判断する必要がある。[16]

宣言　「それら［宣言―筆者注］は、ある事態（state of

affairs）が存在すると宣言してその事態を生じさせることにより、世界を変える」。「宣言において、我々は、或ることが現実のものであると宣言することにより、それを現実のものとする（make something the case by declaring it to be the case）」[17]。「宣言」の例として、「宣戦布告すること」「会議を終了すること」などがある（Searle 2010b, pp.12, 16, 69）。（サール論文「発語内行為の分類法」は、船の「命名」、議長への「任命」、候補者としての「指名」などの例を挙げている（Searle 1979, pp.16-17；訳書二七頁）。）

言語行為には五つのタイプがあり、「宣言（Declarations）」[18]はそのうちの一つである。他の四つは「断言（Assertives）」（例えば言明、記述）、「指令（Directives）」（例えば命令）、「行為拘束（Commissives）」（例えば約束、誓約）、及び「表現（Expressives）」（例えば感謝、謝罪）である[19]（Searle 2010b, p.69）。

これらについて、重要な点が三つある。（何れも、本稿第三節の議論にとり重要である。）第一に、「言語行為のタイプ」と「命題的内容」の区別である。「あなたが退室することを予測する」と「あなたが退室することを命令する」を例にとれば、前者は「断言」という言語行為のタイプに属し、後者は「指令」という言語行為のタイプに属す。しかし、「あなたが退室する」という命題的内容は、両者に共通している（Searle 2010b, p.28）。

第二に、五つのタイプの言語行為は、「世界の現状を表象しようとする（purport to represent how things are in the world）」のか、あるいは「世界を変えようとする」のかという観点から、分類し得ることである。例えば、「雪は白い」「マットの上に猫がいる」という言明（「断言」の一形態）は、「世界の現状を表象しようとする」。このことを「言葉」と「世界」という用語を使って言い換えれば、言明は、「言葉の世界に対する適合方向[20]（word-to-world direction of fit）」を持つということになる。（そうした「適合方向」を持つ言語行為は、真偽判断の対象となる。）対照的に、「部屋から出よ」という命令（「指令」の一形態）や「水曜日にあなたに会いに来る」という約束（「行為拘束」の一形態）は、「世界を変えようとする」。このことを「言葉」と「世界」という用語を使って言い換えれば、命令・約束は、「世界の言葉に対する適合方向[21]（world-to-word direction of fit）」を持つということになる。（そうした「適合方向」を持つ言語行為は、真偽判断の対象と

ならない。）感謝などの「表現」は、言葉が世界に適合していることを前提とした言語行為で、それ自体は「適合方向」を持たない。「宣言」は、「両方の適合方向を併せ持つ」（「二重の適合方向」を持つ）。すなわち、「宣言」においては、言葉が世界に適合するとともに、世界が言葉に適合する（Searle 2010b, pp.11-12, 16, 28）[22]。

第三に、「適合方向」を持つ言語行為は「充足条件（conditions of satisfaction）」を持ち、そうした「条件」は「命題的内容」が示していることである。例えば、言明は「真理条件」（という「充足条件」）を、約束は「実現（fulfillment）条件」（という「充足条件」）を、命令は「服従条件」（という「充足条件」）を、それぞれ持つ。これらの「充足条件」は、言明、約束、及び命令それぞれの「命題的内容」が示している（Searle 2010b, pp.28-29, 114）[23]。

地位機能宣言　「地位機能宣言」において、「我々は地位機能という制度的現実を、それが存在すると表象することにより、形成する」（Searle 2010b, p.13）。「制度的事実形成の最も一般的な形式」は

「我々（あるいは私）は、宣言により、地位機能Yの存在を現実のものとする（we (or I) make it the case by Declaration that the status function Y exists）」

である（Searle 2010b, p.13、傍点筆者）。（「制度的現実形成の最も一般的な論理形式」は

「我々（あるいは私）は、Cにおいて、宣言によりY地位機能（Y status function）の存在を現実のものとする」

であるとも述べられている（Searle 2010b, p.101、傍点筆者）[24]。サールは、「制度的事実」と「制度的現実」を区別していないようである[25]。）

「ある対象を記述し、それに言及し、それについて語り、単にそれについて考える」ことが、「二重の適合方向」を持てば―すなわち「地位機能という制度的現実を、それが存在すると表象することにより形成す」れば―それらは「地位機能宣言」を成す（Searle 2010b, p.13）。「オバマが大統領であるためには、人々は『我々は地位機能宣言を用いて、CにおいてXはYになるという公式に従い、彼に地位機能を付与した』と考える必要はない―そうしたことを、彼らはまさに行ったのであるが。通常彼らは、例えば『彼は大統領である』と考える。そうした思考は、地位機能宣言の論理形式[26]［中略］を持つ。それ故、そうした思考は、［オバマに与えられた―筆者注］地位機能を維持する

のに十分である」(Searle 2010b, p.170)。

(「地位機能宣言」については、言語行為五種の一つとしての「宣言」(すなわち、言明・約束・命令などと並置されるものとしての宣言)と、「二重の適合方向」を持つ言語行為(言語行為五種の一つとしての「宣言」を除く)・思考一般としての「宣言」を区別し得よう。便宜上、本稿では、前者を第一タイプの「地位機能宣言」、後者を第二タイプの「地位機能宣言」と呼ぶことにする。前述した『社会的世界の形成』の中心的主張に、「地位機能宣言—明示的に宣言の形式を持つ言語行為でないもの(地位機能宣言と同じ論理形式[27]を持つ表象)を含む—」とある。最初の「地位機能宣言」は両タイプを合わせたもの、次の「地位機能宣言」は第一タイプのものである。[28])

前述の「構成的ルール」は、「現行の(standing)地位機能宣言」であり、一回的な「地位機能宣言」と区別すべきものである。例えばアメリカ大統領選挙において、選挙人団の過半数の票を獲得した人物が次期大統領になるという「構成的ルール」は、次期大統領という地位に伴う機能の存在を現実のものとする「現行の宣言」である(Searle 2010b, p.13)。(サールは、既に『社会的現実の構築』で「構成的ルール」について論じているが、『社会的世界の形成』で「地位機能宣言」概念を導入する際、それに「構成的ルール」を包摂している。)

以上、『社会的世界の形成』の中心的主張及びその中で用いられている諸概念に関するサールの説明を紹介した。

(二) 制度的現実(あるいは制度的事実)の形成と維持

同書の中心的主張が、「人間の制度的現実の全ては[中略]形成され、その存在が維持される」となっていることに注意しよう。サールは、制度的現実(あるいは制度的事実)に関し、その形成と維持を分けて論じている。以下、まずその形成に関する議論(Searle 2010b, pp.93-100)を概観し、次にその維持に関する議論(Searle 2010b, pp.102-104)を概観しよう。前者においては「地位機能宣言」が、後者においては「認知」・「受容」が、それぞれキーワードになっている。

サールは

「我々は、コンテクストCにおいて、宣言によりY地位機能の存在を現実のものとする」

という「論理形式」が具現化されるパターン(すなわち、制度的現実形成のパターン)を三つ挙げている。それらを紹介しよう。

①ルールが関わらない地位機能形成―境界線のケース

或る部族が、その集落の端に高い壁を築いたとする。それは、その「物質的構造」によって「[集落への―筆者注]アクセスを制限する」という「機能」を果たす。しかし、やがて壁が朽ち果て、石の列だけが残ったとしよう。また、部族の成員や外部の者が、その石の列に「境界線」という「地位」を与え、許可なくそれを越えることがないとしよう。その場合、単なる石の列も、その「境界線」という「地位」の「集合的な認知あるいは受容」に基づいて、集落へのアクセスを制限するという「機能」を果たす(p.94)[28]。

このケースにおいて、前記の

「我々は、コンテクストCにおいて、宣言によりY地位機能の存在を現実のものとする」

という「論理形式」が具現化されている。「地位機能」が成立する上で、言語行為五種の一つとしての「宣言」は必要でないが、その「論理形式」を備えた「何らかの（一連の）言語行為あるいは他の種類の表象」は必要である(Searle 2010b, pp.96, 99)。

前記の「論理形式」は、このケースを参考として

「我々はCにおいて、宣言により、対象X［人あるいは物―筆者注］が地位機能Yを持つに至ることを現実のものとする」

へと具体化し得る。後者をさらに具体化すれば、

「我々はCにおいて、宣言により、Xが地位Yを持ち、従って機能Fを果たし得ることを現実のものとする」

となる（Searle 2010b, p.99）。

（「境界線」のケースにおいては、制度―「構成的ルールのシステム」―が存在していない状況下で、「地位機能」が形成されている。サールは、「地位機能」と「制度的事実」を同一視して「制度の外に存在する制度的事実もある」とするか、「地位機能全てが制度的事実であるわけではない」とするか、二つの選択肢があると指摘する。そして、「制度的事実」と「地位機能」を同一視した方が「有用」であると述べ［いかなる点で「有用」であるかは説明していない―筆者注］、「全ての地位機能は制度的事実であるが、制度的事実の全てが構成的ルールから成る既存の制度の内部に存在するわけではない」という結論を下している（Searle 2010b, p.23）。以上によれば、「制度的事実」における「制度」は、必ずしも「構成的ルールのシステム」としての「制度」ではないことになる。しかしサールは、「制度的事実」における「制度」の意味を述べていな

い。）

②ルールの作成という形をとる地位機能形成―王のケース

前記の部族は、石の列に「境界線」という「地位」を（ルールに基づかずに）付与するのと同様に、特定の人物に「王」という「地位」を（ルールに基づかずに）付与し得る。しかし、その部族が王位継承に関し、「死去した王の長男Xが、新しい王Yになる」というルールを作成したとしよう。これは構成的ルールであり、従って「言葉の世界に対する適合方向」及び「世界の言葉に対する適合方向」の両者を併せ持つ、「現行の地位機能宣言」である。この構成的ルールの下で、将来にわたり、「死去した王の長男」であるという条件を満たす者は新しい王になる（Searle 2010b, pp. 96-97）。

前記の

「我々は、コンテクストCにおいて、宣言によりY地位機能の存在を現実のものとする」

という「論理形式」は、このケースを参考として

「我々はCにおいて、宣言により、条件pを満足するいかなるxも、地位Yを持ち機能Fを果たすことを現実のものとする」

と具体化し得る。これは、構成的ルール（「Xは、コンテクストCにおいて、Yになる」）を「宣言」に即して言い換えたものである（Searle 2010b, p.99）。

③抽象的存在物が関わる地位機能形成―企業のケース

企業に関するカリフォルニア州法に、次の規定がある。「国内・国外における一人（一個）または複数の自然人、合名会社、組合、あるいは企業は［中略］法人設立定款を作成、提出することにより、企業を設立することができる」「企業は、法律あるいは定款の明文に別段の規定がない限りは、定款の提出により設立され、存続する」。これらの規定は、「法人設立定款を作成、提出すること」（宣言）は「企業の設立になる」と定める「現行の宣言」（構成的ルール）である（Searle 2010b, pp. 97-98）。（サールのこの議論は、行為を、構成的ルール「Xは、コンテクストCにおいて、Yになる」における「X」として扱っている。[30]なお、企業のケースを論ずる際サールは、「合名会社、組合、あるいは企業」が「法人設立定款を作成、提出する」ということには、説明を加えていない。この点は、本稿「おわりに」で取り上げる。）

このケースにおいて、企業は「抽象的存在物（entities）」である（Searle 2010b, p.95）。企業は「物質的実在性を欠いても、存在し、存在し続けることができ

る」（Searle 2010b, p.20）。企業のケースにおいては、前記の二つのケースにおける「石の列」や「長男」にあたるものは存在しない。「既存の対象（object）が企業になるわけではない。「言わば何もないところから（out of thin air）」企業が形成される（Searle 2010b, p.98）―「独立的に存在するXはない」にもかかわらず、「Y地位機能を持つ存在物」が形成される（Searle 2010b, p.100）。但し、企業は、個々人の「パワー関係」の単なる「プレースホルダー」である（Searle 2010b, p.22）。企業が設立されれば、「その地位機能は、現実に存在する人々に帰属する」（Searle 2010b, p.98）。（以上のように述べつつ、サールは、企業を「ビジネスを行える存在物」と呼んでいる。また、企業は、その成員が入れ替わっても、アイデンティティーを保ち得ると述べている（Searle 2010b, p.98）。こうした議論と、企業を「プレースホルダー」とする議論の関係は、明確でない。なお、企業を「プレースホルダー」とするサールの議論への批判として、倉田二〇一三（六一-六四頁）を参照。）

このケースを参考として

「我々は、コンテクストCにおいて、宣言によりY地位機能の存在を現実のものとする」

という「論理形式」は、次の二つに具体化し得る。第一は

「我々は[31]Cにおいて、宣言により、一群の条件pを満足するいかなるxも、Y地位機能を持つ存在物を宣言により形成し得ることを現実のものとする」

である。これに言う「p」は、前記のカリフォルニア州法では、「自然人、企業等々であること」である。（「p」に関するサールのこうした解釈には、問題がある。「p」が「自然人」であることである場合、何が「x」を成すのであろうか。また、「p」が「企業」であることである場合、何が「x」を成すのであろうか。）第二は

「我々は[32]、コンテクストCにおいて、宣言により（一つあるいは複数の）地位機能Fを持つ存在物Yの存在を現実のものとする」

である（Searle 2010b, pp.99-100）（後者は、本稿第三節（二）の議論にとり、特に重要である（(85)を参照））。

以上が、

「我々は、コンテクストCにおいて、宣言によりY地位機能の存在を現実のものとする」

という一般的な「形式」が具現化する三つのパターンである。

サールによれば、様々に具現化するこの「形式」の核心

的意義は、「ディオンティックなパワーの形成」にある。（「地位機能」を形成する目的は、「現実の人々に、（ポジティヴな、ネガティヴな、条件的な等々の）パワーを付与すること」にある。[33]）そうした観点から、それに「地位機能に伴うパワー」を導入し、また「我々」だけでなく「私」にも着目すれば、次のようになる。

「我々（あるいは私）は、Cにおいて宣言によりY地位機能の存在を現実のものとし、そうすることでYと特定の人（あるいは人々）Sの間の関係 R—SRY［SとYの関係—筆者注］に基づいてSは行為A（あるいはAのタイプの行為）をするパワーを持つ—を形成する[34]」（この「形式」も、本稿第三節（二）の議論にとり、特に重要である（(85)を参照））。

すなわち、「我々（あるいは私）」は、人々を地位機能に「関係づける」ことにより、その人々に「パワー」を付与する。例えば、人と貨幣に所持の関係を与え、その人に「パワー」を与えるのである（Searle 2010b, pp.101-102）。

以上、制度的現実（あるいは制度的事実）の形成に関するサールの（「地位機能宣言」をキーワードとする）議論を概観した。次に、制度的現実（あるいは制度的事実）の維持に関する議論に目を向けよう。この議論においては、「認知」・「受容」がキーワードになっている。

サールによれば、「制度的事実」［これに不明確さがあることは前述した—筆者注］の維持は、それが「集合的に認知あるいは受容され」ることを必要とする（Searle 2010b, p.102）。「地位機能の持続・維持（continued existence and maintenance）を示す、集合的認知あるいは受容の演算子」は

「我々は、SがAを行うパワーを持つことを、集合的に認知あるいは受容する」

である。これは、より具体的には

「我々は、コンテクストCにおいて、Y地位機能が存在することを集合的に認知する。そして、人間主体（human subject）Sが地位機能Yとの間に何らかの適切な関係Rを持つので、我々はさらに、SがA（すなわちY地位機能が規定する諸行為）をするパワーを持つことを認知する[35]」

である。「もとの地位機能宣言のスコープ内」には「地位機能形成及びパワー関係」が含まれていたが、「集合的認知のスコープ内」には「地位機能維持及びパワー関係」が含まれている（Searle 2010b, p.103）。

サールは、「集合的認知あるいは受容」及びその具体的

態様について、以下のように述べている。「地位機能の形成は、地位機能宣言による」が、「地位機能の持続は、地位機能宣言のように作用する表象を要する」[36]。「受容」は、「明示的な言語行為」の形をとるとは限らず、「熱狂的支持」から「嫌々ながらの黙従」まで含む。「認知」が「言語行為の形をとる」場合、それは「宣言の形をとっていない場合でさえも、宣言のように機能する」。「婚姻、私有財産、貨幣などの制度」の「使用」は、「地位機能の語彙」を用いた「語り」を必要とするが、「言葉の世界に対する適合方向」を持つそうした「語り」は、同時に「世界の言葉に対する適合方向」を持ち、「地位機能の存在を持続させる」。「地位機能の語彙」を用いた「語り」は、「制度」と「制度内の制度的事実」の両方を、「維持し補強するように機能する」(Searle 2010b, pp.103-104)。

このように述べた上で、サールは次のように指摘する—地位機能の形成とその維持を明確に区別することはできない。「我々は石の列を境界線と認知し続けている」から「今や石の列は本当に境界線になった」を、「我々はビルを我々のリーダーと認知し続けている」から「ビルは本当に我々のリーダーになった」を、それぞれ明確に区別することはできない（Searle 2010b, p.104)。（地位機能の形成とその維持は明確に区別し得ないのであれば、「認知」・「受容」は「地位機能宣言」に含まれることになるのであろうか。この点について、サールは論じていない。）

地位機能の形成と維持は明確に区別し得ないという点を踏まえサールは、「制度的現実の形成［傍点筆者］」の意義について論ずる際、「パワー形成の基本的な演算子［傍点筆者］」として

「我々は認知する（SはパワーをもつSはAを行う)）」（我々はSがAを行うパワーを持つことを認知する—筆者注）

を提示する（Searle 2010b, pp.105-106)[37]。この箇所では、「宣言」ではなく「認知」が、地位機能の形成と結びつけられている。（この点は、本稿第三節（二）で再び取り上げる。）

以上、『社会的世界の形成』の内容を概観した。本稿「はじめに」で、〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉に言及した。前述の「我々はCにおいて、宣言により、一群の条件pを満足するいかなるxも、Y地位機能を持つ存在物を宣言により形成し得ることを現実のものとする」（企業のケース）及び「我々は、コンテクストCにおいて、宣言により（一つあるいは複数の）地位機能Fを持つ存在物

Yの存在を現実のものとする」（企業のケース）という「形式」は、前者の様々な例を統一的に把握することを可能にするように見える。また、「我々はCにおいて、宣言により、Xが地位Yを持ち、従って機能Fを果たし得ることを現実のものとする」（境界線のケース）や「我々はCにおいて、宣言により、条件pを満足するいかなるxも、地位Yを持ち機能Fを果たすことを現実のものとする」（王のケース）という「形式」は、後者の様々な例を統一的に把握することを可能にするように見える。〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉を考察するという観点から、『社会的世界の形成』の議論は注目すべきものである。しかし、同書の「地位機能宣言」概念には問題がある。次節で同書に加えられてきた諸批判を検討した後、第三節で同概念を検討しよう。

二　『社会的世界の形成』に対する諸批判

『社会的世界の形成』には、様々な批判が加えられてきた。それらのうち、本稿の論旨に関わるもの、すなわち「宣言」、「認知」・「受容」、及び（「宣言」、「認知」・「受容」における）「二重の適合方向」それぞれに関わるものを取り上げよう。[38]

（一）「宣言」に関わる批判

まず、「宣言」に関わる批判を検討する。

『社会的世界の形成』の中で、「宣言」が制度的事実の形成という役割を果たしていることは論証されていないとするものとして、Bätge, Göcke, and Zeuch 2010、Tsohatzidis 2010、Prien, Skudlarek, and Stolte 2010、及びHindriks 2013bがある。これらは、同書における「宣言」を言語行為五種の一つとしての「宣言」ととらえ、従って、第一タイプの「地位機能宣言」に着目している（第一タイプの「地位機能宣言」については、本稿前節（一）を参照）。

Bätge, Göcke, and Zeuch 2010によれば、言語行為が成立するには、一定の形式を備えた発話が為されるだけでは足りず、「言語外的要素」も必要である。例えば、「約束」が成立するには、話し手と聞き手の間に「相互的信頼」及び「相互に利益があるという信念（belief）[39]」――すなわち「言語外的要素」――が必要である。『社会的世界の形成』が着目する「地位機能宣言」という言語行為も、「言語外的要素」なしには成立せず、そうした宣言が制度的事実を形

成するというサールの議論は不充分なものである（pp. 187, 190-192）。この批判は、「地位機能宣言」を一定の形式を備えた発話ととらえている。しかし、第二タイプの「地位機能宣言」は、そうした発話に限らない。サールの「地位機能宣言」論を批判するには、第二タイプの「地位機能宣言」をも取り上げる必要がある。

Tsohatzidis 2010（書評）は、次のように論じている—サールは、「宣言」を「或ることを、それを現実ものと表象するだけで、現実のものとする（makes something the case just by representing it as being the case）言語行為」と定義している。しかし、「宣言」が集合的に受容されることにより、制度的事実が形成されるとも述べている（サールによれば、「これは私の財産である」「この人は私の夫である」と述べる者は、これらの「宣言」を「他の人々」・「コミュニティ」に「受容させる」ことができれば、「宣言以前は存在しなかった制度的現実を形成することに成功する」（Searle 2010b, p.85）。同書評はこの箇所を明示していないが、おそらくこの箇所を念頭においている—筆者注）。制度的事実を形成する上で「宣言」が集合的受容を必要とするのであれば、それ自体は、制度的事実を形成するものではないということになり、前記の定義も成り立たなくなる。[40] Prien, Skudlarek, and Stolte 2010も、「宣言」という言語行為は、それが行われるだけで結果を生み出す筈である。「宣言」が集合的に受容されることにより制度的事実が形成されるのであれば、「宣言」そのものは制度的事実を形成しないことになる、と指摘している（pp.168-169）。

これらの批判は、「宣言」を言語行為ととらえ、第二タイプの地位機能宣言（「二重の適合方向」を持つ思考を含む）に着目していない。[41] そのため、「宣言」が集合的に受容されることにより制度的事実が形成されるとサールが述べている箇所から、「宣言」は制度的事実を形成しないということを導き出している。第二タイプの地位機能宣言にも目を向ければ、そうした箇所から導き出すべきは、次の点であろう—「これは私の財産である」「この人は私の夫である」といった発話を「宣言」と呼び、「宣言」と社会的「受容」を区別することにより、「地位機能宣言」と社会的「受容」の関係が明確でないという（前述の）問題が見えにくくなっている。

Tsohatzidis 2010は、次のようにも論じている—サールは全ての制度的事実は「宣言」（「或ることを、それを現実のものと表象するだけで、現実のものとする言語行為」）

により形成されると主張する。しかし、「私は金を使う」と述べるだけでは金は使えない。「金の使用」という制度的事実は、「宣言」によっては形成し得ない。同様に、「ストに突入すること」という制度的事実は、「私はストに突入する」と述べることによっては形成し得ず、「軍隊で命令に従うこと」という制度的事実も、「[軍隊で上官の命令に対し―筆者注] 私は命令に従う」と述べることによっては形成し得ない。「宣言」により形成し得ない制度的事実も存在するので、サールの主張は成り立たない。[42]

しかし、著者が挙げる「私は金を使う」等々の発話は、「行為拘束」(本稿第一節(一)を参照)を成すのではないか。「行為拘束」は、話者を「何らかの行為にコミットさせる」言語行為である(Searle 2010b, p.69)。「私は金を使う」という発話は、話者を「金の使用」という行為に「コミットさせる」言語行為であろう。「私はストに突入する」「私は命令に従う」という発話についても、同様である。従って、これらの発話のみによって制度的事実を形成し得ないことは当然である。サールの立場に即して言えば、第二タイプの地位機能宣言により、(紙幣を例にとれば)紙切れが「金」という地位を持つようになり、「金」としての紙切れが使用される―その場合、「宣言」が「金の使用」という制度的事実を形成する、ということになろう。

Hindriks 2013bも、サールが「地位機能宣言」の概念をその社会的存在論の中心に据えていることを批判する。同論文は、サールの言う「地位機能宣言」を、「特定の時点における特定の行為[言語行為―筆者注]」と理解する。また、「宣言」は「二重の適合方向」を持つというサールの議論に着目する。その上で、サールが提示する「境界線」の例を取り上げ、次のように述べている―人々が「言語コミュニケーション」なしに、互いの行動(石の列を越える者に対し眉をひそめるなど)を観察し、石の列を「境界線」と「認知」することから、石の列が境界線を構成するに至るという場合を考えよう。その場合、人々は「それが境界線であるという信念」を持つ。従って「境界線の構築に関わる集合的な志向的状態[43]は、二重の適合方向を持っている」。以上のように、サールの言う「制度的事実」が成立する上で、「二重の適合方向」の概念は必要であるが、「地位機能宣言」の概念は不要である(pp.382-384)。

本稿も、第三節(一)で、サールが「地位機能宣言」の概念をその社会的存在論の中心に置くことを批判するが、同論文の議論には問題がある。第一に、サールの言う「地

位機能宣言」を特定の時点における特定の言語行為と理解するのは妥当でない。前述のように、サールの言う「地位機能宣言」には、「二重の適合方向」を持つ思考も含まれる（Searle 2010, p.13）。（従って、同論文が挙げる「境界線」の例において、特定の時点における特定の言語行為が存在しないまま境界線が成立することは、サール説に対する反例にはならない。）

第二に、同論文の「二重の適合方向」理解は、妥当なものではない。同論文は、「約束」について、次のように説明している。一方で、「約束」に続いてそれを果たす行動が為される―「約束」は、「世界の言葉に対する適合方向」を持つ。他方で、「約束」は、「約束が為され、約束した人物は約束通りに行動する義務を負っている」という「信念」を「是認する（licenses）」―「約束」は、「言葉の世界に対する適合方向」を持つ（Hindriks 2013b, p.382）。こうした「二重の適合方向」理解においては、「世界の言葉に対する適合方向」を持つ「約束」の成立を前提に、その「言葉の世界に対する適合方向」が生ずることになる。[44] しかしサールは、「あなたに会いに行くことを約束します」という例を挙げ、「我々は現実が存在すると表象することにより［傍点筆者］、現実を形成する」と述べている（Searle 2010b, p.68）。すなわち、「約束」の「言葉の世界に対する適合方向」は、その「世界の言葉に対する適合方向」を支えるものととらえられている。同論文の「二重の適合方向」理解は、サールのそれに合致していない。（サールの「二重の適合方向」論―及びその問題点―は、本稿第三節（一）で詳しく取り上げる。）

これらの問題があるので、「地位機能宣言」の概念がサールの社会的存在論の中心に据えられていることに対するHindriks 2013bの批判は、不充分なものとなっている。

以上、サール説批判で「宣言」に着目するものを検討した。何れにも、『社会的世界の形成』の中で重要な位置を占める第二タイプの地位機能宣言に目を向けていないという問題がある。また、「宣言」一般を特徴づける「二重の適合方向」についての理解が、サールのそれに合致しないものもある。

（二）「認知」・「受容」に関わる批判

次に、「認知」・「受容」に関わるサール説批判を取り上げよう。まず、主な批判として、Flynn 2012、Machery 2014、及びSmit, Buekens, and du Plessis 2014によるものを検討し、その後で、Rüther, Müller, Müller, and

Muders 2010、Hindriks 2013b、Elder-Vass 2015、及びTesta 2015による批判に簡単に触れよう。

Flynn 2012は、サールは「信念」に基づく制度的現実・制度的事実形成に充分に目を向けていないと論ずる。そして、サールが『表現と意味』で提示した概念「断言的宣言(Assertive Declaration)」[45]を援用し、そうした制度的現実・制度的事実形成を考察している。

著者によれば、サール説において、制度的現実・制度的事実を形成するのは社会的「受容」である(pp.47-48)。しかし、制度的現実・制度的事実の形成について、視野を広げる必要がある。例えば古代エジプトには、ファラオは太陽神の「子」であり、そうした者として権力を持つという信念―「志向性に依存しない現実に関する真理主張(truth claims about intentionality-independent reality)」―があった。そうした信念が、ファラオの権力をうみ出していたのである。太陽神の「子」という社会的に「受容」された地位が、それをうみ出していたわけではない(pp.45, 52)。そうした信念は、「志向性に依存しない現実」について「断言的」であり、かつ(権力をうみ出す点で)サールの言う地位機能宣言のように機能する。従って、それを「地位機能・断言的宣言(Status Function-Assertive Declarative)」[46]と呼ぶことができる。「地位機能・断言的宣言」の担い手にとっては、それは「志向性に依存しない現実」を表し、それゆえ地位機能を「正当化」する(pp.49, 51)。

著者は、「地位機能・断言的宣言」概念の有効性について、二点指摘している。第一に、この概念は、政治体制に対する異議申し立てを考察する上で有効性を持ち得る。誤った「地位機能・断言的宣言」[47]によって「正当化」された政治体制に対し、異議申し立てが行われる場合があるからである(pp.58-59)。第二に、この概念は、「道徳的規範性」を帯びた「社会政治的制度」を考察する際に有効性を持つ。サールが着目する、単なる「集合的受容」は、「条件依存性の強い(highly contingent)」制度の説明には適するが、「道徳的規範性」を帯びた制度の説明には適さない。「道徳的規範性」についての信念(その真偽は問わない)で、制度を構成するもの―すなわち「地位機能・断言的宣言」―は、後者の説明に適している(pp.51-52, 54-56)。

以上のようにFlynn 2012は、「集合的受容」への着目だけでは制度的現実・制度的事実を説明する上で不充分であるとサール説を批判し、「志向性に依存しない現実に関す

る真理主張」としての信念への着目が必要であると述べる。しかし、サールの第二タイプの「地位機能宣言」には、「二重の適合方向」を持つ思考一般が含まれるのであるから、そうした信念も含まれるであろう。著者の議論がサール説批判になっているか、疑問である。著者自身、「人権」に関する『社会的世界の形成』の議論[48]を次のようにまとめている―人権という地位機能[49]は、人間における「前地位的規範性」（一人の人間の「存在自体」が、「他の全ての人間」に「義務を課す」こと）に関する信念に基づいて付与される（p.53）。

Machery 2014の批判は、「社会的存在物（entity）[50]」の存在は集合的認知に依存するというサール説は、「数多くの文化において、数多くの人が、数多くの社会的現象を実体化する（reify）」という事実と両立しないというものである（pp.92-93, 99）。

著者によれば、「社会的現象を実体化する」とは、「社会的現象の社会的性格を認知せず、それを自然現象であるかのように扱う」ことである（p.92）。社会的現象の「実体化」が広く見られることは、「貨幣」、「民族的な、エスニックな、人種的なアイデンティティー」などに関する実証的な研究が明らかにしている（pp.90-92）。「社会的存在物」が「実体化」されているのであれば、それは集合的認知から生じていないということになる（pp.93, 99）。サールは、「社会的存在物」の「実体化」に言及するが[51]、自説がそれと齟齬することに目を向けていない（p.93）。

著者は、サール説と「社会的存在物」の「実体化」を両立可能とする見解として以下の(1)～(5)を想定し、それぞれを検討した上で何れも妥当性を欠くと結論づけている。(1)サール説は概念的な主張であり、実証研究が提示する事実によってそれを反証することはできない。(2)サール説は（大人、専門家等の）「一部の人々」の認知に関わるものであり、それが「人々一般」にあてはまらないことを以ってそれに対する反証とすることはできない。(3)サール説は「基礎的な社会的存在物」に関するものであり、「派生的な社会的存在物」が実体化されていても、そのことを以ってサール説に対する反証とすることはできない。(4)サールは「制度的事実」の存在は集合的認知に依存すると論じているのであり、全ての社会的存在物の存在についてそのように論じているのではない。(5)サール説における集合的認知の内容は、ある社会的存在物が特定の地位及びそれに伴う権利、義務等を持つということに限定される。そうした内容を持つ集合的認知は、その社会的存在物が「純粋に自然

的な存在物」であるという理解（その社会的存在物の実体化）と両立する。[52] 著者によれば、(1)〜(5)の何れも妥当性を欠いており、サール説は「実体化」の事実と両立しない（pp.94-99）。

さて、サール説が「実体化」の事実と齟齬するという著者の批判が成り立たないことを示すには、(1)〜(5)それぞれに対する著者の反論全てに問題があることを示す必要はない。著者の反論のうちの一つに問題があれば、著者のサール説批判が成り立たないことを示すことができる。そこで、ここでは、(5)に対する著者の反論を検討しよう。

前記(5)に対し、著者は次のように述べている—実体化された社会的存在物について、それは一定の地位機能を持つと集合的に認知されることはあり得よう。しかし、サール説における集合的認知は、「宣言」を「モデル」としている。[53] 社会的存在物の「実体化」と、「宣言」を「モデル」とする集合的認知による社会的存在物形成は、両立しない（p.98）。

このように述べる際、著者は言語行為五種の一つとしての「宣言」に着目しているのではないか。著者は、サール説を紹介する際「宣言」に言及するが、その例として挙げているのは「会議を始めます」だけである（p.89）。これは、言語行為五種の一つとしての「宣言」である。著者は次のように考えているのではないか—そうした「宣言」による社会的存在物の形成は、自覚的・意識的なものである。従って、そうした「宣言」を「モデル」とする集合的認知による社会的存在物の形成も自覚的・意識的なものであり、それは「実体化」の事実と両立しない。

しかし、『社会的世界の形成』における第二タイプの「地位機能宣言」には、（前節（二）で述べたように）「地位機能の語彙」（例えば「貨幣」）を用いた「語り」も含まれる。そうした「語り」を行う者が無意識的に「地位機能」を形成することはあり得よう。従って、第二タイプの「地位機能宣言」を「モデル」とする「集合的認知」による社会的存在物形成と、その社会的存在物の実体化は、両立するのではないであろうか。

以上から、サール説が「実体化」の事実と齟齬するというMachery 2014の議論には問題があると考える。

Smit, Buekens, and du Plessis 2014は、制度的事実[54]を構成する上で集合的な認知・受容は必要でない、「インセンティブを付与された（incentivized）行為」に基づく制度的事実構成があり得る、と論じている[55]（pp.1814-1815）。同論文は、「インセンティブ」を、「処罰、報償」や「道徳

的信念」から生ずるものととらえている（p.1814）。また、制度的事実の構成に集合的な認知・受容は必要でないことを「思考実験」により示すという方法を採用し（p.1825）、「所有権」「約束」「企業」及び「貨幣」に関する思考実験を行っている（pp.1818-1825, 1827）。ここでは、「貨幣」及び「企業」に関する同論文の議論を取り上げよう。（四つの思考実験が行われているが、それぞれから導き出されている結論は同一である。）

「貨幣」に関する同論文の議論は、次の通りである。鯖の缶詰は人気があり保存性も良いことに着目した者が、それを消費せず、交換の道具として使い始めたとしよう。そして、鯖の缶詰を交換の道具として使うという行動が広まったとしよう。その場合、鯖の缶詰は「通貨」と呼ばれるようになる。「鯖の缶詰が『通貨』であること」は、「安定性を持つに至った単純な慣行が堆積したもの」であるに過ぎない。そうした観点からは、「制度的事実」は「社会的な受容」により構成される―「社会的な受容」は「何か根本的に新しいもの」をうみ出す―というサール説は誤っている。「社会的な受容」と「一人の人間が、特定の行動をとることへのインセンティブの存在を認知する」ことの間には、「度合いの違い」しかない（pp.1827-1828）。

さて、この議論は、集合的な認知・受容によっては制度的事実を構成し得ないことを示したものではない。集合的な認知・受容によらずに制度的事実が構成される可能性を―思考実験に基づいて―指摘したものと言えよう。[56] しかし、著者は次のように述べている。「恐らくサールは［中略］我々が提示した仮説的な諸ケースを、[57] 何らかの『CにおいてXはYになる』というタイプの事実を社会が集合的に受容するケースと解釈するであろう。我々は、彼がそのように解釈し得ることには異議を唱えないが、我々の説明の方が、存在論を複雑にしないので、勝っていると主張する」（p.1826）。このように著者は、サール説に対する自説の優位性を、「存在論」の複雑度に求めている。[58] 両説の優劣に関し、著者が「存在論」の現実との対応性ではなくその複雑度に着目していることには、問題がある。前述のように、サールの社会的存在論は、人々が「慣れ親しんでいること」を出発点としている（Searle 2010b, p.106）。著者の説の優位性を示すには、人々が「慣れ親しんでいること」を説明する上で著者の説の方が有効であることを示す必要があろう。

次に、同論文の「企業」に関する議論を見よう。提示されているケースは、次のようなものである。無人島に流れ

着いた人々（アレックス、ボブ、キャロル等々）の間で、貝殻が通貨として使用されている。ある日、アレックスとボブは次の合意を結んだ―ボブはアレックスが所有するバケツで川から水を運び、そのたびにアレックスから貝殻を十個受け取る。この合意の下で、ボブは労働し、アレックスはバケツの水を貝殻二〇個で売って利益を得た。やがて、アレックスは手持ちの貝殻がなくなり、ボブへの支払いを行えなくなった。そこでアレックスは、キャロルと次の合意を結んだ―キャロルはアレックスに貝殻を一〇個提供し、毎日一個の貝殻を受け取る（アレックスが毎日一個の貝殻を渡せなくなったときは、バケツの所有権[59]はキャロルに移る）（pp.1823-1824）。

著者によれば、このケースにおいて、「アレックスは有限責任会社を所有し[60]、ボブはこの会社の従業員であり、キャロルはアレックスの会社の投資家」である。このことをインセンティブ付与の概念を用いて言い換えれば、アレックスには、ボブが水を運んでくるたびに、貝殻を一〇個ボブに渡すようにインセンティブが付与されており、毎日貝殻を一個キャロルに渡すようにインセンティブが付与されており、等々となる。「有限責任会社に出会うということは、インセンティブ付与の安定したパターンに組み込まれた現実の人々に出会う」ということである。企業は、「インセンティブを付与された行為の諸関係」に即して特徴づけることが可能である。従って、企業を理解する上で、「集合的志向性」の概念は必要でない（pp.1824-1825）。

こうした議論には、著者の説の優位性が充分に示されていないという前記の問題があるが、さらに別の問題もある。著者は、有限責任会社を「インセンティブ付与の安定したパターンに組み込まれた現実の人々」ととらえている。従って、このケースに、サールが論じている「何もない所から」形成され（Searle 2010b, p.98）、「物質的実在性を欠」く（Searle 2010b, p.20）企業―「抽象的存在物」（Searle 2010b, p.95）としての企業―は登場しない。企業に関するサール説を検討するには、「抽象的存在物」としての企業を取り上げる必要がある。著者は、サール説を検討する上で有効なケースを提示していないと言えよう。

Smit, Buekens, and du Plessis 2014のサール説批判は、サール説をその「存在論」の複雑度の観点から評価している。また、企業に関しては、サールが着目する「抽象的存在物」としての企業を取り上げていない。何れの点にも問題があると考える。

以上、「認知」・「受容」に関わる主なサール説批判を取り上げた。「認知」・「受容」に関わるサール説批判には、以下のものもある。これらには、簡単に触れるにとどめる。

Rüther, Müller, Müller, and Muders 2010は、コミュニティは誤った規範を認知・受容し得るので、妥当な規範及びそうした規範に基づく事実は、コミュニティの認知・受容によって基礎づけることはできないと述べる。その際、学術研究の方法の領域及び道徳の領域を、例として挙げている（pp.179–184）。

同論文に対する反論の中で、サールは、こうした批判は誤解に基づくものである―「歴史的あるいは科学的事実の真理性が集合的合意（agreement）によって規定されるということは、私の主張に含まれず、私の主張から帰結もしない」「制度的現実の形成の問題は、形成された現実が道徳的に受容可能であるかという問題から独立している」―と述べている（Searle 2010d, pp.230, 232）。サールの反論は、妥当なものであろう。

Hindriks 2013bは、サールの言う「集合的受容」―個々人による認知と認知者間の相互的信念を内容とする「集合的受容」―によってはディオンティックなパワーは形成されない。「共同的あるいは集合的コミットメント」が組み込まれた「集合的受容」があってはじめて、ディオンティックなパワーは形成される、と主張している（pp.386-387）。しかし著者は、サールの言う「集合的受容」と「共同的あるいは集合的コミットメント」が組み込まれた「集合的受容」を、ディオンティックなパワーの形成に関して具体的に比較していないので、サールの「集合的受容」概念の問題性を論証しているとは言えない。なおHindriks 2013aは、「集合的受容」に基づくディオンティックなパワーの形成というサールの議論自体は批判せず、サールがこの議論を充分に具体化していないと指摘するにとどまっている（pp.474-476）。またHindriks 2015は、サールの「集合的受容」に「集合的コミットメント」が含まれている可能性を認める。その上で、サールは「集合的受容」に基づくディオンティックなパワーの形成という議論を具体化する必要があると指摘している（pp.367–368）。これら二つの論文は、Hindriks 2013bの主張を補強するものとなっていない。

Elder-Vass 2015は、次のように論じている―例えば、『我々』はチョコレート・バーを貨幣と見なす（regard）」という「私」の信念があっても、チョコレート・バーは貨

幣にならない。チョコレート・バーが貨幣になるには、「この信念を共有する現実の人間集団」が必要である。一般に、制度的事実の形成は、「個々人における集合的志向性と、その集合的志向性を共有する諸個人から成る社会集団の存在の両方」を必要とする。[61] サールは、この点を受け入れるようである。しかしサールは、「集合的志向性を個人の我々−意図（we-intention）とも定義している」。このことからは、「集合的合意、受容、認知」を「純粋に個人的な属性」ととらえているようでもある。すなわち、サールの議論には不明確さがある（pp.254-255）。[62]

しかし、著者のサール説解釈には問題がある。著者によれば、制度的事実の形成に関するサール説は、二通りの解釈が可能である。第一は、個々人の「『我々』は［中略］見なす」という信念及びその共有を要すると述べているというものである。第二は、個々人の「『我々』は［中略］見なす」という信念（「純粋に個人的な属性」）があれば足りると述べているというものである。しかし、『社会的世界の形成』においては、次のように論じられている。「集合的志向性には、私-志向性に相互的信念を加えたもの（I-intentionallity plus mutual belief）に還元できる形態のもの［すなわち集合的認知―筆者注］がある。或る物を貨幣とする集合的認知があるとき、その集合的認知は、各人が貨幣を認知し、関係者の間に全員が貨幣を認知しているという相互的知識[63]があるという事実により構成され得る」（Searle 2010b, p.58）。（「私−志向性」は「個人的志向性」であり、「私は欲する」などの文により表現される。「我々−志向性」は「集合的志向性」であり、「我々はこれこれしかじかをしようと意図する」などの文により表現される（Searle 2010b, pp.43, 47）。）集合的認知についてのこの説明の中で、サールは個々人の「『我々』は［中略］見なす」という信念には言及しておらず、前記の二つの解釈はどちらも妥当性を欠いている。前記のチョコレート・バーのケースに即して言えば、個々人がチョコレート・バーを貨幣と見なし、集団内部に、他の人間もチョコレート・バーを貨幣と見なしているという相互的信念があれば、チョコレート・バーは貨幣になる、というのがサールの立場であろう。

Testa 2015は、次のように論じている。「個人的及び集合的志向性」は、R・ブランドムが指摘するように、「認知」により構築される（Brandom 1999）。また「現代認知理論」が示しているように、「認知」自体が社会的に構築される（言い換えれば、「間主観的な動態」によって基

礎づけられる）ものである。しかしサールは、（個人レベルのものであれ、集合的なものであれ）「志向性」を「自然的、生物学的な現象」ととらえており、それを「認知」が支えることに着目していない。また、「認知」の重要性を強調しつつも、それをさらに分析するという作業は行っていない。「志向性」と「認知」の関係及び「認知」の社会的基礎に目を向けることで、サールの社会的存在論は説得力を増すであろう（pp.281, 284）。

確かに、同論文が指摘するように、サールは「認知」の社会的基礎は論じていない。それを解明することは、サールの社会的存在論を補強するものとなるかもしれない。しかし、サール説において「集合的志向性」と「認知」の関係が明らかにされていないという批判には問題がある。この批判は、サール説において「集合的志向性」と「認知」が区別されているという前提に立っている。しかし、そうした前提は成り立たないであろう。サールは次のように述べている―「私は、協力と集合的な認知あるいは受容を区別した。いずれも集合的志向性の形態であるが、協力は、はるかに強い形態である。協力には、参加者の一定の態度と相互的信念にとどまらないことが関わるからである」（Searle 2010b, p.60）[64]。すなわち、サール説における「認知」は、「集合的志向性」の一形態である。

以上、サール説批判で「認知」・「受容」に着目するものを検討した。批判の視点は様々であるが、サール説内在的な問題を指摘しているものはないと考える。

（三）「二重の適合方向」に関わる批判

最後に、「宣言」及び「認知」・「受容」における「二重の適合方向」（本稿第一節（一）を参照）に着目したサール説批判を取り上げよう。これは、Laitinen 2014で述べられている[65]。著者は、「宣言」という言語行為（「或ることを、まさにその事態が存在すると主張することによりもたらす（bring something about by claiming that the very state of affairs is in existence）」言語行為、あるいは「或ることを、それが存在すると表象することにより、形成する」言語行為）[66]が存在することを認める（p.186）。また、「制度的現実」の形成において「宣言及び集合的受容」が中心的役割を果たすというサール説の当否の検討は、同論文では行わないと述べる（p.181）。その上で、「言語行為、命題的態度、考えられる他の種類の表象（speech acts or propositional attitudes or other possible kinds of representations）」の何れに焦点を合わせるかを問わず、「二重

の適合方向」の観念には問題があることを示そうとする(p.180)。

著者の議論は、次の通りである。「表象」と「世界」の間に適合が成り立たない―「不一致(discrepancy)」が生じている―場合がある。例えば、実際にはバスケットにバナナがはいっているものの、「表象」は「バスケットにバナナがはいっていない」であれば、「不一致」が生じている(pp.189-190)。この「表象」が、バスケットに何がはいっているかを記す「報告」中のものであれば、その報告は修正を要する。この「表象」が、「買い物リスト」中のものであれば、「買い物リスト」に合わせ、バスケットからバナナが取り出されなければならない。報告の修正あるいはバスケットの中身の変更により、「表象」と「世界」の間の「不一致」は解消される。(実際にはバスケットにバナナがはいっていないものの、「表象」は「バスケットにバナナがはいっている」であるという「不一致」も、同様にして解消可能である)(pp.190-191)。さて、「宣言」が「二重の適合方向」を持つのであれば、「表象」と「世界」の間の「不一致」が生じた場合、「表象」も「世界」も変化しなければならない。従って、実際にはバスケットにバナナがはいっているものの、「表象」は「バスケットにバナナがはいっていない」であれば、バスケットからバナナが取り出され、かつ、「表象」は「バスケットにバナナがはいっている」へと修正される。かくて、「不一致」は解消されない。(実際にはバスケットにバナナがはいっていないものの、「表象」は「バスケットにバナナがはいっている」である場合も、同様にして、「不一致」は解消されない。)一般に、「宣言」等が「二重の適合方向」を持つという立場をとれば、「表象」と「世界」の間の「不一致」は解消され得ないことを認めることになってしまう。それ故、サールのようにそうした立場をとることは妥当でない(p.192)。

この議論の問題点は、次節(一)でサールの「二重の適合方向」論を検討する際に取り上げよう。

以上、サール説に対する諸批判として、「宣言」に関するもの、「認知」・「受容」に関するもの、及び「二重の適合方向」に関するものを取り上げてきた。前二者に、説得力のあるものは見あたらない。「二重の適合方向」に関するLaitinen 2014の批判にいかなる問題があるかは、次節で取り上げる。

三　『社会的世界の形成』の検討

本節では、『社会的世界の形成』の中心にある「地位機能宣言」概念に問題があることを指摘する。その上で、〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉への関心から、同書及び『社会的現実の構築』に登場する「認知」・「受容」の概念の重要性を指摘する。

（一）「地位機能宣言」

『社会的世界の形成』で論じられている「地位機能宣言」には、前述のように、二つのタイプがある。第一タイプの「地位機能宣言」は、「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」（Searle 2010b, p.13）であり、「断言」、「指令」などと並置される。第二タイプのそれは、「二重の適合方向」を持つ言語行為（「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」を除く）・思考一般である。サールによれば、何れのタイプの「地位機能宣言」も、「宣言」である以上、「二重の適合方向」を持つ（本稿第一節（一）を参照）。以下、まず、両者の違いを、具体例を挙げつつ確認する。次に、第一タイプの「地位機能宣言」には、それに特有の問題があることを指摘する。さらに、「二重の適合方向」の概念を検討し、何れのタイプの「地位機能宣言」にも問題があることを指摘する。

はじめに、両タイプの「地位機能宣言」の違いを、具体例に即して確認しよう。

第一タイプの「地位機能宣言」における「宣言」は、サール論文「発語内行為の分類法」（(16)を参照）で提示された「宣言」と同じである。同論文は、「宣言」が「二重の適合方向」を持つと述べる。また、「宣言」が成立するための条件として、「宣言」主体が制度内の「立場（position）」を持つことを挙げている――「洗礼名を授けたり［中略］、有罪を宣告したり［中略］、ランナーにアウトをコールしたり［中略］するためには［中略］制度のなかで或る立場に立っていなければならない」（Searle 1979, p.7；訳書一〇頁）、「教会、法律、私有財産、国家のような制度、および当の制度における話し手と聞き手の特殊な立場が与えられてはじめて、破門したり［中略］、任命したり［中略］、財産を遺贈したり［中略］、宣戦を布告したり［中略］することが可能となる」（Searle 1979, p.18；訳書三〇頁）[67]。『社会的世界の形成』にも、「宣戦布告し、会議を終了し、離婚させる」ことは、規約（convention）に基づく「特別の立場」を持つことを要するという

記述がある（Searle 2010b, pp.111-112）[68]。

『社会的世界の形成』における第一タイプの「地位機能宣言」は、制度内の「立場」を持つ主体による「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」で、地位機能を形成するものであると言えよう。前述のカリフォルニア州法の制定は、議会制度内の「立場」を持つ主体（議会）による「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」である。同法は、企業設立権を形成し、第一タイプの「地位機能宣言」を成している。また同法に基づく「法人設立定款の作成・提出」は、同法の定める企業制度内の「立場」を持つ主体（「国内・国外における一人（一個）または複数の自然人、合名会社、組合、あるいは企業」）による「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」である。申請者による「法人設立定款の作成・提出」は、「現実の人間の間の一群のパワー関係」を形成しており、第一タイプの「地位機能宣言」を成している。なお、本稿第一節（一）で、「我々（あるいは私）［傍点筆者］は、宣言により、地位機能Ｙの存在を現実のものとする」という「制度的事実形成の最も一般的な形式」に言及したが、企業設立の例において、宣言を行う「複数」の「自然人」は前記の「我々」の一例であり、宣言を行う「一人」の「自然人」は前記の「私」の一例である。

『社会的世界の形成』では、第一タイプの「地位機能宣言」とともに、第二タイプの「地位機能宣言」も取り上げられている。後者は、「二重の適合方向」を持つ点では、前者と同じである。しかし、三つの点で前者と異なっている。第一に、後者は、その主体が制度内の「立場」を持つことを要しない。第二に、制度内の「立場」を持たない者が単独で制度的事実を形成することはないであろうから、後者の主体は（前記の「制度的事実形成の最も一般的な形式」における）「我々」に限られる。第三に、後者は、「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」ではない。本稿第一節で述べたように、サールによれば、「ある対象［中略］について考える」ことが「二重の適合方向」を持てば、それは「地位機能宣言」を成す。また、「地位機能の語彙」を用いた「語り」で、「言葉の世界に対する適合方向」を持つものは、同時に「世界の言葉に対する適合方向」を持つ。すなわち、「ある対象」について「考える」ことも、「地位機能の語彙」を用いた「語り」も、「地位機能宣言」を成し得るのである。なお、サールは、言語行為自体を広くとらえており、次のように論じている―パブでビールを三つ注文し、それらをテーブルまで自分で運んで、「これはサリーの、これはマリアンの、これは自分の」と述べた

としよう。その際、各自の「権利」が形成される。この発話は、「地位機能宣言」である。何も言わずにビールをサリー、マリアンの方へ差し出すことも、「言語行為」であり「地位機能宣言」である（Searle 2010b, pp.88-89）[69]。第二タイプの「地位機能宣言」は、必ずしも発話を伴わないのである。

前述の「境界線」のケースにおける「地位機能宣言」は、第二タイプのものである。部族の成員や外部の者は、石の列について、「境界線」という「地位」を「認知あるいは受容」している。このことに関し、サールは次のように述べている—言語行為としての「宣言」は必要でないが、「二重の適合方向」を持つ「言語行為あるいは他の種類の表象」は必要である（本稿第一節（一）を参照）。その際、サールは第一タイプの「地位機能宣言」は必要でないが、第二タイプの「地位機能宣言」は必要であると述べていると言えよう。「王」のケースにおける「地位機能宣言」も、第二タイプのものである。このケースにおける部族は、「死去した王の長男Xが、新しい王Yになる」というルールを作る。すなわち、「宣言により、条件pを満足するいかなるxも、地位Yを持ち機能Fを果たすことを現実のもの」としている（本稿第一節（二）を参照）。この場合の「宣言」は、制度内の「立場」に基づくものではなく、第二タイプの「地位機能宣言」であろう。

以上、両タイプの「地位機能宣言」の違いを確認した。

ここで、第一タイプの「地位機能宣言」には、それに特有の問題があることを指摘しよう。

第一タイプの「地位機能宣言」は、制度内の何らかの立場を持つ者によって行われる。従って、それは制度自体の形成の説明に適した概念ではない。前記の、企業に関するカリフォルニア州法の例において、議会による「地位機能宣言」及び企業を設立しようとする者による「地位機能宣言」は、カリフォルニア州の議会制度の存在を前提としている。それ故、それらの「地位機能宣言」は、同州の議会制度の存在そのものを説明することはできない。

前述のようにサールは、「制度的事実の最も不思議で特筆すべき特徴の一つは、それが制度がないところで形成されることである」、と述べている（Searle 2010b, p.106）。一般に、第一タイプの「地位機能宣言」には、制度的事実が「制度がないところで形成される」ことを説明できないという問題がある[70]。

さて、サールによれば、多様な言語行為・思考を「地位機能宣言」と一括し得るのは、それらが「二重の適合方

向」を持つからである。そこで、次に、「二重の適合方向」の概念を検討し、それに問題があること—従って何れのタイプの「地位機能宣言」にも問題があること—を指摘しよう。

本稿第一節（一）で述べたように、「宣言」が「二重の適合方向」を持つということは、それが「世界の現状を表象しようとする」面と、「世界を変えようとする」面を併せ持つということである。『社会的世界の形成』で、「表象」の語を用いて「宣言」が説明されている箇所を挙げよう（以下においては、「世界の現状を表象しようとする」は「世界の現状を表象する」、「世界を変えようとする」は「世界を変える」に言い換えられている）—

「宣言」は、「世界において事実を、それが既に存在していると表象することにより、形成する（*create facts in the world by representing those facts as already existing*）」(Searle 2010b, p.69)（この箇所はイタリックになっている。従って、「宣言」についてのサールの様々な説明の中でも、これを特に重要なものとして扱ってよいであろう）[71]。

「我々は、現実を表象する—それがどのようになっているか、及び我々がそれをどのようなものとして形づくりたいかを表象する—能力を持っているだけでなく、新しい現実を、それが存在すると表象することにより形成する（create a new reality by representing that reality as existing）能力を持っている。我々は、私有財産、貨幣、政府、婚姻等々数多くの現象を、それらが存在すると表象することにより、形成する(Searle 2010b, p.86)。

「全ての制度的事実は、同じ論理的演算により形成される。すなわち、現実の、それを存在するものと表象することによる形成（the creation of a reality by representing it as existing）である（Searle 2010b, p.93）[72]。

二〇一二年の論文「人間の社会的現実と言語」においても、以下のように、「宣言」の説明に「表象」の語が用いられている。

「我々は或ることを、それが現実のものであると表象することにより、現実のものとする（make something the case by representing it as being the case）」(Searle 2012, p.34)。

「我々は、世界が言語行為の命題的内容に合うことを現実のものとし、世界の言葉に対する適合方向をもた

らす。［中略］我々はそれ［世界が言語行為の命題的内容に合うこと―筆者注］を、それが現実のものであると表象する―すなわち［中略］言葉の世界に対する適合方向を備えた表象を行う―ことにより、現実のものとする（we make it the case by representing it as being the case, by representing it with the... word-to-world direction of fit）」（Searle 2012, p.34）。

「私が『会議を終了します』と述べて会議を終了するとき［中略］会議が終了したと表象することにより（by representing the meeting as adjourned）、それ［会議の終了を現実のものとすること―筆者注］を行う」（Searle 2012, p.34）。

以上見てきたサールの説明によれば、「宣言」は、「世界の現状を表象」することにより「世界を変え」るものであり、それ故「二重の適合方向」を持つ。この説明は、説得力を持っているであろうか。例えば、会議の議長が会議の終了を宣言した場合、何故実際に会議を終了させる前に、会議の終了という「世界の現状」を表象し得るのであろうか。会議の終了という「世界の現状」の表象は、会議の終了を宣言した後の段階で成り立つのではないか。同様に、部族の成員や外部の者が、石の列について「地位機能宣言」を行う場合、「境界線」の存在の表象は「地位機能宣言」の後の段階で成り立つのではないか。部族が王位継承のルールを作る場合も、「条件pを満足するいかなるxも、地位Yを持ち機能Fを果たす」という現実の表象は、ルールが作られた後の段階で成り立つのではないか。

「表象」の解釈の仕方によっては、こうした疑問は生じない。『社会的世界の形成』から引用しよう―「充足条件」を持つものは、「定義によって、その充足条件の表象である」（Searle 2010b, p.30）[73]、「『雪は白い』という文」は、「雪は白いという事態を断言的に表象する」（Searle 2010b, p.111）（本稿第一節（一）で取り上げた「言語行為のタイプ」と「命題的内容」の区別を参照）、「存在しない事態」を「表象」することは可能である（Searle 2010b, p.85）。こうした議論によれば、〈表象すること（すなわち表象）〉は〈命題的内容が示す充足条件を表象すること（すなわち、命題的内容が示す充足条件の表象）〉であり、宣言などの言語行為における表象も―「世界の現状」の表象ではなく―命題的内容が示す充足条件の表象であるということになろう。例えば議長が会議の終了を宣言し、実際に会議が終了した場合、議長の宣言は、会議の終了という充足条件を表象することを一つの要因として、会議の終了

をもたらしたということになろう。そして、その段階で「世界の現状」の表象が成り立つことになる。表象を言語行為の充足条件の表象と理解すれば、前記の疑問は生じないのである。[74]

しかし『社会的世界の形成』で「宣言」が説明される際、「表象」は、「充足条件」ではなく「世界の現状」を対象とするものとなっている。このことは、先に引用した、「宣言」は「世界において事実を、それが既に存在していると表象することにより、形成する」(Searle 2010b, p. 69) をはじめとする幾つかの箇所に明らかであろう。かくて、「二重の適合方向」を中心とする「宣言」概念について、前記の疑問が残る。そうした「宣言」概念は、既に存在する地位機能について語ることによりそれを補強するという事象[75]の考察には使用し得よう。しかしそれは、新たに地位機能を形成するという事象（例えば、石の列の「境界線」への転化、王位継承ルールが存在しない状況の下でそれを新たに作成すること）の考察には使用し得ないと考える。

「二重の適合方向」については、その存在を否定するLaitinen 2014の議論を本稿第二節（三）で紹介した。ここで、著者の議論の問題点を指摘しよう。サールによれば、「宣言」は、「世界において事実を、それが既に存在していると表象することにより、形成する」。「宣言」が「二重の適合方向」を持つということは、それが「言葉の世界に対する適合方向」を持つことによって、「世界の言葉に対する適合方向」を持つということである。二つの「適合方向」は、並立的なものではない。しかし、著者が考える「二重の適合方向」は、両者が並立するものである。前記のバナナの例に即して言えば、著者は、「宣言」中の「表象」が持つ「言葉の世界に対する適合方向」と「世界の言葉に対する適合方向」を、並立するものとして扱っている（言わば、「宣言」において「報告」と「買い物リスト」が並立していると考えている）。それ故、「表象」と「世界」の間の「不一致」が生じた場合、「表象」も「世界」（バスケットの中味）も変更される—その結果再び「不一致」が発生してしまう、と主張している。著者は、「宣言」における「世界の言葉に対する適合方向」は、「言葉の世界に対する適合方向」に依存する（言わば、「報告」が行われることによって、それは「買い物リスト」として機能する）というサールの主張に着目していない。それ故、著者の議論がサールの「二重の適合方向」論—その問題点は前記の通りであるが—に対する批判になっているか、疑問が

ある。[76]

サールの「二重の適合方向」論について、Hage 2011は次のように述べている―ファイルをコピーした場合、元のファイルはコピーと同じになる。しかし、元のファイルと同じコピーが作られたので、元のファイルがコピーと同じになるに過ぎない。「宣言」においても、「世界が言葉に合うようにさせられたので、言葉が世界に適合するようになるに過ぎない」。「宣言」は「世界の言葉に対する適合方向」を持つと考えるべきである（p.32）。これは、妥当な議論であろう。

以上、「二重の適合方向」の概念を検討し、「地位機能宣言」の二つのタイプ何れにも問題があることを指摘した。（また、Laitinen 2014及びHage 2011の議論にも言及した。）

（二）「認知」・「受容」

『社会的世界の形成』の中心に置かれている「地位機能宣言」の概念に問題があることを指摘してきた。〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的考察に同概念を用いるのは、適切でないであろう。しかし、同書では、そうした考察を行うという観点から注目すべき「認知」・「受容」概念も提示されている。これらについては、既に形成されている制度的事実の維持との結びつきが強調されている（本稿第一節（二）を参照）。しかし実質的には、これらは、制度的事実の形成とも結びつけられている。すなわち、制度的事実が「制度がないところで形成される」ことを説明するという役割も担っている。以下、この点を具体的に示し、これらは〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的考察に活かし得るのではないかと指摘する。

「境界線」のケース及び「王」のケースは、制度の存在を前提としていないので、これらを取り上げよう。（「企業」のケースは、制度の存在を前提としている。）

「境界線」のケースにおいては、単なる石の列が、その「境界線」という「地位」の「集合的な認知あるいは受容」に基づいて、集落へのアクセスを制限するという「機能」を果たしている。サールはこのケースを論ずるにあたり、もっぱら「認知」・「受容」の語を用いている（Searle 2010b, pp.94-96）。「宣言」の語は、最後のまとめのところで用いているに過ぎない（Searle 2010b, p.96）。「境界線」、「王」、「企業」という三つのケースを単一の概念を用いて分析するという見地から「宣言」の語を用いているのであり、そうした見地がなければ、「認知」・「受容」の語

を用いた分析で足りよう。実質的にサールは、既存の制度を前提としないこのケースにおいて、「認知」・「受容」に着目しつつ制度的事実（境界線が存在すること）の形成を説明していると言えよう。

「王」のケースにおいては、王位継承に関する構成的ルールが作られている。このケースを論ずる際、サールは「認知」・「受容」の語を用いていない。しかし、『社会的現実の構築』及び二〇〇三年のサール論文「バリー・スミスへの返答」（Searle 2003）では、構成的ルールと「認知」・「受容」の関係についての議論が展開されている。ここで、それを取り上げ、「王」のケースを「認知」・「受容」の角度から解釈する手がかりとしよう。なお、『社会的現実の構築』においては「地位機能宣言」概念は用いられておらず、同書における「認知」・「受容」は「二重の適合方向」を持つものとはされていない。

構成的ルールに関する『社会的現実の構築』の議論によれば、第一に、「『CにおいてXはYになる』という公式」における「Y」という「地位」（大統領、貨幣など）及びそれに伴う「機能」は、「集合的な受容（認知、信念等々）」により「X」に付与される。第二に、一般に地位機能の付与は、「新しいパワー」の授与である。「X」が人物である場合、その人物に、自らの物質的構造のみによっては持たないようなパワーが授与される。「X」が物である場合は、その「使用者」あるいは「所有者」に、「X」の物質的構造のみによっては行い得ないことを行うパワーが授与される。例えば「紙幣」が成立すれば、その「使用者」あるいは「所有者」には購買力が授与される（購買力はポジティヴな「パワー」であるが、「パワー」にはネガティヴなもの、条件的なものもある）[77]（Searle 1995, pp. 95–98）。

『社会的現実の構築』によれば、以上の二点から、地位機能に関わる「集合的志向性」の「原初的な構造」（あるいは「基礎構造」）を特定することができる。すなわち

「我々は受容する（SはパワーをもつSはAを行う）」

である。[78]（これを通常の文にすれば、〈我々は、SがAを行うパワーを持つことを受容する〉であろう―筆者。）ポジティヴな「パワー」に関しては、この「構造」は

「我々は受容する（Sはできるようにされている（enabled）（SはAを行う））」

である。例えば「この紙切れXは、五ドル紙幣Yになる」は、「部分的に（in part）」[79]

「我々は受容する（Xを所持する者Sはできるようにされている（Sは、Xを使い、最大五ドルの価格のものまで買う））」

である。ネガティヴな「パワー」に関しては、この「構造」は

「我々は受容する（Sは義務づけられている（required）（SはAを行う））」

である。例えば「この紙切れXは、駐車違反切符Yになる」は、「部分的に」[80]

「我々は受容する（Xを渡された者Sは義務づけられている（Sは所定の期間内に罰金を支払う））」

である（Searle 1995, pp.104-106）。

ネガティヴな「パワー」に関する「構造」は、ポジティヴな「パワー」に即した言い換えが可能である。すなわち

「我々は受容する（Sは義務づけられている（Sは納税する））」

は

「我々は受容する（Sはパワーを持たない（Sは納税しない））」

である（Searle1995, p.111）。

「パワー」には、条件的なものもある。例えば、野球の打者Sが「ストライクを一つ取られている」[81]場合

「我々は受容する（あと二つストライクを取られれば、Sはアウトになる）」

が成り立つ。「Sはアウトになる」は

「Sは義務づけられている（Sはベンチに戻る）」

であり、これは

「Sはパワーを持たない（Sはベンチに戻らない）」

である。Sが持たない（ベンチに戻らないというポジティヴな）「パワー」は、「あと二つストライクを取られ」るという条件に依存している（Searle 1995, pp.109, 111）。

以上、構成的ルール及び「基礎構造」に関する『社会的現実の構築』の議論を概観した。様々に具体化される「基礎構造」は、構成的ルールとどのように関係するのであろうか。前述の二〇〇三年のサール論文によれば、「Cにおいて**X**は**Y**になるという公式」は、単なる「有用な簡略表現（mnemonic）」である。それは、「制度的事実は、人々に、物が或る地位及びその地位に伴う機能（すなわち、その物が自らの物質的構造のみによっては果たすことのできない機能）を持つと見なす（regard）用意があるから、あるいは物を或る地位及びその地位に伴う機能を持つものとして扱う用意があるから、存在するに過ぎない」ことを

簡潔に示すためのものである。『社会的現実の構築』の主張にとって不可欠なのは、「地位機能の付与の観念」であり、前記の公式ではない。「地位機能」は日常語ではないので、「口語的（colloquial）」な公式を用いたのである（Searle 2003, pp.301-302）[82]。（サールは、この箇所で「X」が物である場合を取り上げているが、構成的ルールは「簡略表現」であるという議論は「X」が人である場合にもあてはまると考えていよう。）

結局、構成的ルールの基底にあるのは

「我々は受容する（SはパワーをAを行う）」

という「基礎構造」である[83]。この点を踏まえれば、『社会的世界の形成』における「王」のケースは、この「基礎構造」に即して分析すべきであることになる。すなわち「死去した王の長男Xが、新しい王Yになる」という構成的ルールの作成は

〈我々は受容する（死去した王の長男として王の地位に就いたSは、王の地位に基づいてパワーを持つ（SはAを行う））〉

といった「構造」の成立と分析すべきであることになる。サールは実質的に、（既存の制度を前提とせずに）「認知」・「受容」に着目して制度的事実（死去した王の長男が新しい王になること）の形成を説明していると解釈し得よう。「基礎構造」に即して考えれば、「境界線」のケースにおいても

〈我々は受容する（石の列に接するSは義務づけられている（Sは石の列を越えない））〉

あるいは

〈我々は受容する（石の列に接するSはパワーを持たない（Sは石の列を越える））〉

という「構造」が成立していることになる。

『社会的現実の構築』で提示されている「基礎構造」と実質的に同じものは、『社会的世界の形成』にも見られる。前述のように、同書では

「我々は認知する（SはパワーをSはAを行う）」

という「パワー形成の基本的な演算子」が提示されているのである[84]。

以上から、次のように言えよう。『社会的現実の構築』は、（「二重の適合方向」が関わらない）集合的「認知」・「受容」に焦点を合わせていた。『社会的世界の形成』は、そうした「認知」・「受容」が、制度的事実が「制度がない

ところで形成される」ことを説明するという役割を果たし得ることを示している。

さて、前記の「基礎構造」は、〈構成されたもの〉の成り立ちを示している。そうした「構造」への着目は、〈構成されたもの〉の存在の自明視と相容れないであろう。

「基礎構造」自体は、物が関わる場合と関わらない場合を区別していない。両者を区別して、次の二つの一般的な「構造」を作成し得よう。すなわち

〈我々は受容する（対象Xに関わるSはパワーを持つ（SはAを行う））〉（一例は、〈我々は受容する（石の列に接するSは義務づけられている（Sは石の列を越えない））〉

〈我々は受容する（条件pを満足し地位Yに就いたSは、その地位に基づいてパワーを持つ（SはAを行う））〉（一例は、〈我々は受容する（死去した王の長男として王の地位に就いたSは、王の地位に基づいてパワーを持つ（Sは儀式を執り行う））〉

である。

類似の一般的な「構造」で、〈抽象的対象〉の成り立ちを示すものも、作成し得る。〈抽象的対象〉については、その存在自体の「受容」に着目する必要があるので、二つの「構造」を組み合わせたものを挙げよう。すなわち

〈我々は受容する（抽象的対象が存在する）

我々は受容する（抽象的対象との関係で地位Yを持つSは、その　地位に基づいてパワーを持つ（SはAを行う））〉（一例は[85]

〈我々は受容する（株式会社が存在する）

我々は受容する（株主の地位を持つSは、その地位に基づいてパワーを持つ（Sは株主総会で発言する））〉

である。こうした、〈抽象的対象〉の成り立ちを示す「構造」への着目は、〈抽象的対象〉の実体化と相容れないであろう。

以上、集合的「認知」・「受容」に着目し、〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の成り立ちを示す「構造」を例示した。集合的「認知」・「受容」の概念は、〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的考察に活かし得るのではないであろうか。

おわりに

本稿「はじめに」で、政治における〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉に言及した。サールの『社会的世界の

形成』で提示されている「地位機能宣言」の概念は、これらを考察する上で有用なものであるように見える。しかし、この概念には問題がある。本稿では、「地位機能宣言」との関係が不明確なまま同書で用いられている、集合的な「認知」・「受容」の概念に着目した。集合的な「認知」・「受容」の概念は、政治における〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的な考察にとり重要である。これらの概念は、前者についてはその実体化を、また、後者についてはその存在の自明視を、それぞれ回避する端緒となり得るからである。

サールの議論は、集合的な「認知」・「受容」に焦点を合わせた政治の考察を進める上で必要な点を指し示している。それらを取り上げて、本稿を締めくくろう。

第一は、〈抽象的対象〉の行動の考察である。

前述のようにサールは、一方で、企業を個々人の「パワー関係」の単なる「プレースホルダー」と呼び（Searle 2010b, p.22）、企業の「地位機能」は個々人に「帰属する」と述べている（Searle 2010b, p.98）。しかし他方では、企業を「ビジネスを行える存在物」と呼び、企業はその構成員が入れ替わってもアイデンティティーを保ち得ると述べている（Searle 2010b, p.98）。「プレースホルダー」としての企業が「ビジネスを行」うという点は、説明が必要であろう。

サールは〈抽象的対象〉を論ずる際、個々人への地位機能の付与に着目し、〈抽象的対象〉の行動に説明を加えることがない。カリフォルニア州法を取り上げる際も、同州議会の立法行動や、自然人でない行為主体による企業設立行動には説明を加えていない。『社会的現実の構築』で、運転免許証交付という行政機関の行動に言及しているが、これについても同様である。(86)

〈抽象的対象〉の行動は、その成員の行動の総計ではない。集合的「認知」・「受容」は〈抽象的対象〉の行動にどのように関わるのか―この点の考察が必要であろう。

第二は、「認知」・「受容」の性格の明確化である。

一方で、サールは、「信念」や「欲求」を「態度」ととらえている（次の記述を参照。「一般に、信念、欲求などは命題に対する態度ではない。もし私がワシントンは初代の大統領であるという信念を持つのであれば、私の態度は、命題ではなくワシントンに対するものである（Searle 2010b, p.27）」）。また、「認知」・「受容」も、「態度」ととらえている（次の記述を参照。紙幣で物を買う場合、我々は「その紙切れを貨幣として認知あるいは受容するという態

度」を持つ（Searle 2010b, p.56）、「集合的認知」は、「集合的態度」の一形態である（Searle 2010b, p.56）。さらに、「認知」・「受容」を「信念」から区別している（次の記述を参照。「集合的認知」は、個々人の認知に認知者間の「相互的信念」を加えたものに、還元可能である。例えば、貨幣に関する「集合的認知」において、認知者それぞれは、「貨幣の存在と有効性を、他者の［中略］受容が存在するという信念の下に、受容する」（Searle 2010b, pp. 57-58））。

他方で、サールは、「心的状態」が対象・事態「に向けられている（directed at）」、あるいは、それ「についてのものである（about）」場合、「心的状態の［対象・事態―筆者注］に向けられていること、あるいは［対象・事態―筆者注］についてのものであること（directedness or aboutness of mental states）」を「志向性」と呼ぶと述べる（Searle 2010b, pp.25-26）。そして、「志向性」を「知覚」「記憶」「信念」「行為における意図」「事前の意図」及び「欲求」に分類している（Searle 2010b, p.38）。しかし、「志向性」の分類に、「認知」・「受容」は含まれていない。

「認知」・「受容」が、「態度」のカテゴリーに属し、その点で「信念」や「欲求」と同種のものであるならば、それらも「志向性」の分類に含めるべきではないか。「認知」・「受容」の性格は、それらを「志向性」の分類中に位置づけることにより、より明確にすることができよう。

これら二点への着目は、政治における〈抽象的対象〉及び〈構成されたもの〉の基礎的考察に寄与するであろう。

文献

倉田剛　二〇一三、「サールの社会存在論について」北海道哲学会『哲学年報』六〇号、三九-六六頁。

サール、ジョン・R　一九九七、『志向性―心の哲学』（坂本百大訳）誠信書房。

サール、ジョン・R　二〇〇六、『表現と意味―言語行為論研究』（山田友幸監訳）誠信書房。

新村出（編）二〇〇八、『広辞苑』第六版、岩波書店。

Bätge, Dennis, Benedikt P. Göcke, and Christian Zeuch. 2010. “More Than Words Can Say: Searle on the Constitution of Social Facts” in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle: Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Bjerre, Jørn. 2015. “A New Foundation for the Social Sciences? Searle’s Misreading of Durkheim,” *Philosophy of the Social Sciences*, 45(1), pp.53-82.

Brandom, Robert B. 1999. "Some Pragmatist Themes in Hegel's Idealism: Negotiation and Administration in Hegel's Account of the Structure and Content of Conceptual Norms," *European Journal of Philosophy*, 7(2), pp. 164-189.

Buekens, Filip. 2014. "Searlean Reflections on Sacred Mountains" in Anita Konzelmann Ziv and Hans Bernhard Schmid, eds., *Institutions, Emotions, and Group Agents: Contributions to Social Ontology*, Dordrecht, Springer.

Butchard, William, and Robert D'Amico. 2015. "Alone Together: Why 'Incentivization' Fails as an Account of Institutional Facts," *Philosophy of the Social Sciences*, 45(3), pp.315-330.

Cole, Julian C. 2014. "An Abstract Status Function Account of Corporations," *Philosophy of the Social Sciences*, 44(1), pp.23-44.

Elder-Vass, Dave. 2012. *The Reality of Social Construction*, Cambridge, Cambridge University Press.

Elder-Vass, Dave. 2015. "Collective Intentionality and Causal Powers," *Journal of Social Ontology*, 1(2), pp.251-269.

Epstein, Brian. 2015. *The Ant Trap: Rebuilding the Foundations of the Social Sciences*, Oxford, Oxford University Press.

Epstein, Brian. 2016. "A Framework for Social Ontology," *Philosophy of the Social Sciences*, 46(2), pp.147-167.

Flynn, Molly Brigid. 2012. "A Realer Institutional Reality: Deepening Searle's (De)Ontology of Civilization," *International Journal of Philosophical Studies*, 20(1), pp.43-67.

French, Peter A. 1975. "Types of Collectivities and Blame," *The Personalist*, 56, pp.160-169.

French, Peter A. 1979. "The Corporation as a Moral Person," *American Philosophical Quarterly*, 16(3), pp.207-215.

Gallotti, Mattia, and John Michael (eds.). 2014. *Perspectives on Social Ontology and Social Cognition*, Dordrecht, Springer.

Guala, Francesco. 2016. *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton, Princeton University Press.

Guala, Francesco, and Frank A. Hindriks. 2015. "A Unified Social Ontology," *Philosophical Quarterly*, 65(259), pp. 177-201.

Hage, Jaap. 2011. "A Model of Juridical Acts: Part 1: The World of Law," *Artificial Intelligence and Law*, 19(1), pp. 23-48.

Hindriks, Frank A. 2008. "The Status Account of Corpo-

rate Agents" in Hans Bernhard Schmid, Katinka Schulte-Ostermann, and Nikos Psarros, eds., *Concepts of Sharedness*: *Essays on Collective Intentionality*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Hindriks, Frank A. 2011. "Review of *Making the Social World*: *The Strucure of Human Civilization*, John R. Searle, Oxford University Press, 2010, 224 pages" *Economics and Philosophy*, 27(3), pp.338-346.

Hindriks, Frank A. 2012. "But Where Is the University?," *Dialectica*, 66(1), pp.93-113.

Hindriks, Frank A. 2013a. "Collective Acceptance and the Is-Ought Argument," *Ethical Theory and Moral Pracice*, 16, pp.465-480.

Hindriks, Frank A. 2013b. "Restructuring Searle's *Making the Social World*," *Philosophy of the Social Sciences*, 43(3), pp.373-389.

Hindriks, Frank A. 2015. "Deconstructing Searle's *Making the Social World*," *Philosophy of the Social Sciences*, 45(3), pp.363-369.

Hindriks, Frank A, and Francesco Guala. 2015a. "Institutions, Rules, and Equilibria: A Unified Theory," *Journal of Institutional Economics*, 11(3), pp.459-480.

Hindriks, Frank A, and Francesco Guala. 2015b. "Understanding Institutions: Replies to Aoki, Binmore, Hodgson, Searle, Smith, and Sugden," *Journal of Institutional Economics*, 11(3), pp.515-522.

Krier, Daniel, and Mark P. Worrell (eds.). 2016. *The Social Ontology of Capitalism*, New York, Palgrave Macmillan.

Krijnen, Christian. 2015. *The Very Idea of Organization*: *Social Ontology Today*, Leiden, Brill.

Laitinen, Arto. 2014. "Against Representations with Two Directions of Fit," *Phenomenology and the Cognitive Sciences*, 13, pp.179-199.

Lobo, Gregory J. 2015. "A Critique of Hindriks' Restructuring Searle's *Making the Social World*," *Philosophy of the Social Sciences*, 45(3), pp.356-362.

Machery, Edouard. 2014. "Social Ontology and the Objection from Reification" in Mattia Gallotti and John Michael, eds., *Perspectives on Social Ontology and Social Cognition*, Dordrecht, Springer.

McNaughton, David. 1998. "Deontological Ethics" in Edward Craig, ed., *Routledge Encyclopedia of Philosophy*, Volume 2, London, Routledge, pp.890-892.

Morin, Olivier. 2013. "Three Ways of Misunderstanding the Power of Rules" in Michael Schmiz, Beatrice Kobow, and Hans Schmid, eds., *The Background of Social Reality*: *Selected Contributions from the Inaugural Meeting of ENSO*, Dordrecht, Springer.

Pratten, Stephen (ed.). 2014. *Social Ontology and Modern Economics*, New York, Routledge.

Preyer, Gerhard, and Georg Peter (eds.). 2017. *Social Ontology and Collective Intentionality*: *Critical Essays on the Philosophy of Raimo Tuomela with His Responses*, Cham, Springer.

Prien, Bernd, Jan Skudlarek, and Sebastian Stolte. 2010. "The Role of Declarations in the Construction of Social Reality" in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle*: *Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Rüther, Markus, Stephanie Müller, Johannes Müller, and Sebastian Muders. 2010. "Normative Validity through Descriptive Acceptability?: Why Searle's Theory of Social Reality is Incomplete" in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle*: *Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Schwitzgebel, Eric. 2015. "Belief" in Edward N. Zalta, ed., *The Stanford Encyclopedia of Philosophy,* [https://plato.stanford.edu/archives/sum2015/entries/belief/ 二〇一七年五月八日アクセス]

Searle, John R. 1979. *Expression and Meaning*: *Studies in the Theory of Speech Acts*, Cambridge, Cambridge University Press.

Searle, John R. 1983. *Intentionality*: *An Essay in the Philosophy of Mind*, Cambridge, Cambridge University Press.

Searle, John R. 1989. "How Performatives Work," *Linguistics and Philosophy*, 12, pp.535-558.

Searle, John R. 1995. *The Construction of Social Reality*, London, Penguin Books.

Searle, John R. 1998a. *Mind, Language and Society*: *Philosophy in the Real World*, New York, Basic Books.

Searle, John R. 1998b. "Social Ontology and the Philosophy of Society," *Analyse & Kritik,* 20, pp.143-158.

Searle, John R. 2003. "Reply to Barry Smith," *American Journal of Economics and Sociology*, 62(1), pp.299-309.

Searle, John R. 2005. "What is an Institution?," *Journal of Institutional Economics*, 1(1), pp.1-22.

Searle, John R. 2006. "Social Ontology: Some Basic Principles," *Anthropological Theory*, 6(1), pp.12-29.

Searle, John R. 2007. "Social Ontology: The Problem and Steps toward a Solution" in Savas L. Tsohatzidis, ed., *Intentional Acts and Institutional Facts*: *Essays on John Searle's Social Ontology*, Dordrecht, Springer.

Searle, John R. 2008. "Language and Social Ontology," *Theory and Society*, 37(5), pp.443-459.

Searle, John R. 2010a. "The Basic Reality and the Human

Reality" in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle: Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Searle, John R. 2010b. *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*, Oxford, Oxford University Press.

Searle, John R. 2010c. "Reply to: 'More Than Words Can Say: Searle on the Constitution of Social Facts'" in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle: Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Searle, John R. 2010d. "Reply to 'Normative Validity through Descriptive Acceptability? Why Searle's Theory of Social Reality is Incomplete'" in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle: Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Searle, John R. 2010e. "Reply to 'The Role of Declarations in the Construction of Social Reality'" in Dirk Franken, Attila Karakuş, and Jan G. Michel, eds., *John R. Searle: Thinking about the Real World*, Frankfurt, Ontos Verlag.

Searle, John R. 2012. "Human Social Reality and Language," *Phenomenology and Mind*, 2, pp.26-39.

Searle, John R. 2015. "Status Functions and Institutional Facts: Reply to Hindriks and Guala," *Journal of Institutional Economics*, 11(3), pp.507-514.

Searle, John R. 2017. "The Normative Structure of Human Civilization" in Werner Gephart and Jan Christoph Suntrup, eds., *The Normative Structure of Human Civilization: Readings in John Searle's Social Ontology*, Frankfurt am Main, Vittorio Klostermann.

Searle, John R., and Daniel Vanderveken. 1985. *Foundations of Illocutionary Logic*, Cambridge, Cambridge University Press.

Smit, J.P., Filip Buekens, and Stan du Plessis. 2011. "What is Money? An Alternative to Searle's Instituitional Facts," *Economics and Philosophy*, 27, pp.1-22.

Smit, J.P., Filip Buekens, and Stan du Plessis. 2014. "Developing the Incentivized Action View of Institutional Reality," *Synthese*, 191, pp.1813-1830.

Smit, J.P., Filip Buekens, and Stan du Plessis. 2016. "The Incentivized Action View of Institutional Facts as an Alternative to the Searlean View: A Response to Butchard and D'Amico," *Philosophy of the Social Sciences*, 46(1), pp.44-55.

Smith, Barry. 2003. "John Searle: From Speech Acts to Institutional Reality" in Barry Smith, ed., *John Searle*, New York, Cambridge University Press.

Smith, Barry. 2014. “Document Acts” in Anita Konzelmann Ziv and Hans Bernhard Schmid, eds., *Institutions, Emotions, and Group Agents*: *Contributions to Social Ontology*, Dordrecht, Springer.

Terrone, Enrico, and Daniela Tagliafico. 2014. “Normativity of the Background: A Contextualist Account of Social Facts” in Mattia Gallotti and John Michael, eds., *Perspectives on Social Ontology and Social Cognition*, Dordrecht, Springer.

Testa, Italo. 2015. “Ontology of the False State: On the Relation Between Critical Theory, Social Philosophy, and Social Ontology,” *Journal of Social Ontology*, 1(2), pp.271-300.

Tsohatzidis, Savas L. 2010. “Review of *Making the Social World*: *The Structure of Human Civilization* by John R. Searle, Oxford University Press, 2010,” *Notre Dame Philosophical Reviews*, September 19. [ndpr.nd.edu 二〇一七年四月二四日アクセス]

Tuomela, Raimo. 2011. “Searle’s New Construction of Social Reality,” *Analysis*, 71(4), pp.706-719.

Tuomela, Raimo. 2013. *Social Ontology*: *Collective Intentionality and Group Agents*, Oxford, Oxford University Press.

Wendt, Alexander. 2015. *Quantum Mind and Social Science*: *Unifying Physical and Social Ontology*, Cambridge, Cambridge University Press.

Ziv, Anita Konzelmann, and Hans Bernhard Schmid (eds.). 2014. *Institutions, Emotions, and Group Agents*: *Contributions to Social Ontology*, Dordrecht, Springer.

（1）「対象」は、“object”に対応している。

（2）〈 〉の部分は引用ではない（以下、同じ）。

（3）この概念は、J・サール（Searle）の構成的ルール論（本稿第一節（一）及び第三節（二）を参照）に基づいている。（33）も参照。但し、サールがこの概念を用いているわけではない。

（4）成員の総計としての「集合体（collectivity）」と、成員の総計とは別の存在としての「集合体」の区別については、French 1975、French 1979を参照。

（5）最近五年間に限っても、「社会的存在論」の語を含むタイトルの図書として、以下が刊行されている―『社会的存在論―集合的志向性と集団的行為者（Tuomela 2013）』『社会的存在論と現代経済学（Pratten 2014）』『制度、感情、及び集団的行為者―社会的存在論への寄与（Ziv and Schmid 2014）』『組織の観念―現代の社会的存在論（Krijnen 2015）』『量子力学的な心と社会科学―物理的・社会的存在論の統合（Wendt 2015）』『資本主義の社会的存在論（Krier and Worrell 2016）』『社会的存在論と集合的志向

性―ライモ・テュオメラの哲学に対する批評とテュオメラの返答（Preyer and Peter 2017）』。二〇一五年には、deGruyter社から雑誌*Journal of Social Ontology*が創刊された。「社会的存在論」の分野で活発に研究が行われていると言えよう。

B・エプスタインによれば、この分野の諸研究に共通するのは、「社会的世界」がどのような「構成要素（building blocks）」からどのように作り出されているか（例えば、「集団の意図」の存在は、どのような「構成要素」からどのように作り出されているか）という主題である（Epstein 2016, p.149）。一つの見方として、紹介しておく。

（6）サールの論文で「社会的存在論」の語を含むタイトルのものは、四点ある（Searle 1998b、Searle 2006、Searle 2007、Searle 2008）。一九九八年の『心、言語、及び社会』（Searle 1998a）も、社会的存在論の分野の議論を含んでいる。

（7）サールによれば、前者で提示された「地位機能」「集合的志向性」「ディオンティック［（13）を参照］なパワー」「欲望に依存しない行為理由」「構成的ルール」「制度的事実」の諸概念は、後者に引き継がれている（Searle 2010b, pp.7-11）。

（8）『社会的世界の形成』刊行後に発表された論文で、サールは、「制度的事実のシステム」は「権限（authority）を伴う立場」が存在しないまま「スタートする」ことを強調している（Searle 2010e, p.229）。

（9）但し、これに「言語」という制度的現実は含まれない（Searle 2010b, pp.12-15）。『社会的世界の形成』第四章は「言語」そのものの特質に関する議論も展開しているが、本稿では、それは取り上げない。

（10）サールは、一定の条件（本稿第三節（一）を参照）を満たす言語行為・思考を「表象」と呼んでいる（Searle 2010b, p.110）。

（11）但しサールによれば、「構成的ルール」の存在は、「制度的事実」が成り立つための必要条件ではない。この点は、後述する。

（12）同様の記述が、Searle 2010b, p.59にもある。

「地位機能」の担い手としての人間は、その属性のみによっては果たせない機能を持つので、本稿「はじめに」で言及した〈構成されたもの〉である。

（13）Deonticは、直訳すれば「義務的」であろうが、サールの言うdeontic powerは権利、許可なども含んでいる。「義務的」という訳ではこれらに対応しないので、本稿では「ディオンティック」としておく。

*Routledge Encyclopedia of Philosophy*では、Deontologyは、「『約束を守ること』や『嘘をつかないこと』などの既約的に確実な（irreducibly distinct）義務が存在する」という立場とされている（McNaughton 1998,

p.890)。サールは、deontic powerに言及する際、それが「義務」を中核とするdeontologyとどのように関係するかを説明していない。

(14) 「志向性」については、本稿「おわりに」を参照。

(15) 「パワー」は、「ポジティヴあるいはネガティヴ、条件的あるいは定言的」である(Searle 1995, p.98)。「パワー」のこれらのタイプについては、本稿第三節(二)を参照。

(16) サールは、一九七五年の論文「発語内行為の分類法」で、「宣言」概念を提示した(Searle 2010b, p.11 n.5)。同論文は、サールの『表現と意味』(Searle 1979、訳書はサール二〇〇六)に収められている。本稿で同論文に言及するときは、『表現と意味』所収のものを使用する。その訳文は、拙訳である旨注記していない限り、訳書(サール二〇〇六)によっている。「宣言」は、サールの『志向性』(Searle 1983、訳書はサール一九九七)及び論文「遂行文の仕組み」(Searle 1989)でも論じられている。前者の訳文も、拙訳である旨注記していない限り、訳書(サール一九九七)によっている。

(17) 要するに、「宣言」においては、「言うことで、そうなる(saying makes it so)」(Searle 1979, p.16;拙訳)。

(18) すなわち、「明示的に宣言の形式を持つ言語行為」(Searle 2010b, p.13)である。『社会的世界の形成』の中心的主張(前述)を参照。

(19) 言語行為に関し、『社会的世界の形成』には次の記述もある。「私は約束する」と述べれば約束したことになるので、「私は約束する」と述べることは「宣言」である。「私は命ずる」と述べれば命令したことになるので、「私は命ずる」と述べることは「宣言」である(Searle 2010b, p.12)。こうした記述は、本文で取り上げた言語行為の五分類と整合的でない。この点は、Laitinen 2014も指摘している(p.186 n.16)。

なお、訳書『表現と意味』(サール二〇〇六)では、「断言型」「指令型」「行為拘束型」「表現型」「宣言型」という訳語が使用されている(pp.19-32)。本稿では、Declarationを「宣言」と訳し、他種の言語行為についても、訳語を「断言」「指令」等々とした。

(20) この訳語は、サール一九九七による(一〇頁)。

(21) この訳語も、サール一九九七による(一〇頁)。

(22) 以上から、「宣言」が「二重の適合方向」を持つということは、それが「世界の現状を表象しようとする」面と、「世界を変えようとする」面を併せ持つということであると言えよう。二〇一二年のサール論文「人間の社会的現実と言語」によれば、「宣言」は、「二つの言語行為」ではなく、「同時に二つの適合方向を持つ単一の言語行為」である。それは「命令と言明を合わせたもの」には似ていない(Searle 2012, p.34)。

「二重の適合方向」については、本稿第三節(一)で詳しく取り上げる。

(23) 同様の記述が、Searle 1983, p.5（訳書七頁）にある。

(24) サールは、さらに以下のようにも述べている。「地位機能形成の一般的な形式」は、「我々（あるいは私）は、宣言により、Y地位機能（Y status function）の存在を現実のものとする」である（Searle 2010b, p.93）、「地位機能を形成する演算子（operator）の基本形式」は、「我々は、コンテクストCにおいて、宣言によりY地位機能の存在を現実のものとする」である（Searle 2010b, p.99）。

(25) なお、本文で取り上げた二つの「形式」及び(24)で取り上げた「地位機能形成の一般的な形式」において、宣言の主体は「我々」でも「私」でもあり得るとされている。この点は、本稿第三節（一）で取り上げる。

また、本文及び(24)で取り上げた諸「形式」には、「Y地位機能」という表記を含むものと、「地位機能Y」という表記を含むものがある。「Y地位機能」は、〈Yという地位に伴う機能〉と読み得る。「地位機能Y」については、前述のように、「地位」に「機能」が内在するので「Y」が「機能」をも表すと理解すべきかもしれない。しかし、「機能」は例えば「F」と表記した方が分かりやすいであろう。本節（二）で述べるように、サール自身、「機能」を「F」と表記する場合がある。

(26) この「論理形式」は、「二重の適合方向」を指している（Searle 2010e, pp.227-228）。

(27) (26)を参照。

(28) 二つのタイプの「地位機能宣言」に関する詳細は、本稿第三節（一）で取り上げる。

(29) 石の列は、「それを境界線と認知する者」に、それを越えない「義務」を課す。そうした「義務」は、「石の列に集合的に認知された地位が与えられている」ことに由来する、とも述べられている（Searle 2010b, p.95）。

(30) 人あるいは物だけでなく、行為も「X」になり得ることについては、Searle 2010b, pp.98-99, 102-103を参照。

(31) これは、このケースにおいては、カリフォルニア州議会である。

(32) これは、このケースにおいては、企業を設立しようとする「自然人、合名会社、組合、あるいは企業」である。

(33) 従って、構成的ルールにおける「X」が「物」である場合も、そのルールの核心は「人間」へのパワー付与である。このことを踏まえ、本稿「はじめに」では、人間が〈構成されたもの〉になると述べた。

(34) サールは、これを「パワー形成演算子」と呼んでいる（Searle 2010b, p.103）。

(35) この「演算子」において、「Y地位機能」と「地位機能Y」が区別なく用いられている。両者が同一であるならば、「Y地位機能」（〈Yという地位に伴う機能〉）に統一した方が分かりやすいであろう。(25)を参照。

(36) (10)を参照。

(37) これは、前記の「我々は、SがAを行うパワーを持つ

ことを、集合的に認知あるいは受容する」という「地位機能の持続・維持を示す、集合的認知あるいは受容の演算子」を、パワー形成に応用したものであろう。なお、本文で引用した「演算子」の（入れ子構造を使用する）形態について、サールは説明していない。

(38) 以下の批判は、本稿の論旨に関わらないので、ここでは取り上げない。制度は本質的に言語的であるとするサール説に対する批判（Bjerre 2015, pp.58-59）。心的現象は脳の神経生物学的な諸過程により引き起こされるとするサールの一元論批判（Bjerre 2015, pp.61, 77）。「制度」と「制約」の関係に関するサールの議論に対する批判（Bjerre 2015, pp.70-71）。サールの構成的ルール論に対する批判（Epstein 2015, pp.121-123; Guala 2016, pp.57-69; Guala and Hindriks 2015; Hindriks 2011, pp.343-345; Hindriks 2012, pp.104-106; Hindriks 2013b, pp.379-381; Hindriks and Guala 2015a; Morin 2013, pp.186-191）（これらの批判は、「地位機能宣言」については論じていない。また、本稿第三節（二）で構成的ルールを「簡略表現」とするサールの議論を取り上げるが、サールのそうした議論にも言及していない。なお、Searle 2015はHindriks and Guala 2015aに反論し、Hindriks and Guala 2015bはSearle 2015を批判している）。サールの「協力」論批判（Hindriks 2013b, pp.374-376）。サールの「人権」論批判（Hindriks 2013b, pp.385-386; Hindriks 2015, p.368; Lobo 2015, pp.359-361）。サールの「自然主義」批判（Smith 2014, pp.27-29）。サールの「バックグラウンド」論批判（Terrone and Tagliafico 2014, pp.74-76）。歴史・社会的変化に関するサールの議論に対する批判（Testa 2015, pp.282-284）。サールの「言語」論批判（Tsohatzidis 2010）。

(39) Beliefは、通常「信念」と訳されている。本稿でも、「信念」という訳語を使用する。

*Stanford Encyclopedia of Philosophy*では、beliefを「おおまかに言えば、我々が何かを事実ととらえる、あるいは何かを真実と考える、ときにはいつでも我々が持つ態度(the attitude we have, roughly, whenever we take something to be the case or regard it as true)」と説明し、その「何か」の例として、「今は二一世紀であること」「コーヒーマグが机上にあること」などを挙げている（Schwitzgebel 2015）（この百科事典は電子的に刊行されており、ページ番号はない―筆者注）。

『広辞苑』によれば、「信念」の意味は「ある教理や思想などを、かたく信じて動かない心」である（新村二〇〇八、一四六二頁）。しかし、beliefの訳語としての「信念」に、そうした意味はない。

(40) 同書評は電子的に刊行されており、ページ番号はない。

(41) サールは、Prien, Skudlarek, and Stolte 2010に対する反論の中で、その「地位機能宣言」理解が狭いことを指

摘している（Searle 2010e, pp.227-228）。なおPrien, Skudlarek, and Stolte 2010は、次の批判も行っている―サールによれば、或る土地を自分の所有財産（property）として扱う者がいる場合、「コミュニティの成員」がそのことを受容すれば、その土地は実際にその者の所有財産になる。そうしたケースにおいて「コミュニティの成員」がいかなる意味で「集合的な言語行為を遂行している」と言えるのか、不明確である（pp.170-171）。この批判も、言語行為としての「地位機能宣言」を前提としている。

(42) 同書評は電子的に刊行されており、ページ番号はない。

(43) 志向性については、本稿「おわりに」を参照。

(44) そうした「二重の適合方向」理解があるので、前記のように、人々が、石の列を境界線と「認知」することと、石の列は境界線であるという「信念」を持つことから、「境界線の構築に関わる集合的な志向的状態は、二重の適合方向を持っている」と論じられているのである。

(45) これは、「断言」の要素を含む「宣言」である。例えば、野球の審判が「ストライク」を宣告するとき、投球に「ストライク」という地位を与えるが、その際その投球について事実を述べていることが前提となっている（Flynn 2012, pp.50-51）。Searle 1979, pp.19-20を参照。

(46) これは、「地位機能を構成する宣言的信念（status function-constituting Declarative belief）」、「制度構成的な信念」と言い換えられている（p.47）。

(47) 「地位機能・断言的宣言」は、それに「断言」の要素があるので、誤りであり得る。

(48) 『社会的世界の形成』第八章「人権」を参照。

(49) 本稿第一節（一）で述べたように、サールは権利を地位機能ととらえる場合がある。人権を地位機能とする記述が、Searle 2010b, pp.176, 198にある。

(50) 著者によれば、social entityには、「物体で、その意味が社会的規約（convention）によって定められているもの（例えば、一時停止の標識）、出来事（例えば、契約書への署名、タッチダウンを決めること）、社会的慣行（例えば、挨拶の一形態としてのお辞儀）、社会的規範（例えば、職場でネクタイをすること、片手で食べないこと）、及び社会的カテゴリー（例えば、医師、ジェンダー、人種）」が含まれている（p.88）。著者は、social entitiesをsocial phenomenaと言い換える場合があり（p.90）、またsocial objectsと言い換える場合もある（p.99）。

(51) 『社会的世界の形成』には、次の記述がある―「私有財産」「政府」等々は、「天気あるいは重力」のように、「自然的秩序」の一部を成すと考えられがちである（Searle 2010b, p.107）。

(52) 見解(5)に関し、著者は『社会的世界の形成』から次の箇所（Searle 2010b, p.119）を引用している。「制度的事実、あるいは実に地位機能の体系全体、の受容は、誤った

信念に基づくものであり得る。制度分析の観点からは［受容を支える―筆者注］信念が正しいか誤っているかは、問題にならない［中略］重要なのは、実際に人々が地位機能の体系を集合的に認知あるいは受容しているかである」(p.98)。

(53) サール説における集合的認知は「宣言」を「モデル」としているという点を、著者は敷衍していない（p.89を参照）。

(54) 同論文は、「制度的事実」の語についてサールの用法に従うと述べる。その上で、サールは「人間の慣行が関わる対象（objects）」全てを「制度的事実」と呼んでいるわけではないと指摘している（p.1816）。同論文は、「制度的事実」をそうした「対象」の一部（後述する「所有権」「約束」「企業」「貨幣」など）ととらえていると言えよう。(Smit, Buekens, and du Plessis 2011は、サールの議論における「制度的事実」の典型例として、「貨幣」を挙げている（p.2）。しかし、前節（一）で述べたように、サールの議論における「制度的事実」は「対象」だけを指すわけではない。

(55) こうした批判は、『社会的現実の構築』を批判対象とするSmit, Buekens, and du Plessis 2011でも述べられている。

(56) 同じことが、Smit, Buekens, and du Plessis 2011の「境界線」に関する議論にもあてはまる。著者は、次のケースを提示する―アレックスとボブが、無人島に流れ着いた。二人は島を（その両側にある岩を目印に）二つのテリトリーに分割した。そして、アレックスは「島のこちら側半分にはいりこんだら、たたきのめす」とボブを脅し、ボブも同様にアレックスを脅した。その結果、二人は、互いに相手のテリトリーにはいることはなかった。あるいは、アレックスとボブは話し合い、互いに相手のテリトリーにはいらないと合意した。二人はそれぞれ合意を守り、相手のテリトリーにはいることはなかった（pp.8-9）。

著者によれば、このケースにおいて、「境界線」が設定されている。しかし、サールが強調する「集合的志向性」は存在しない。存在するのは、相手のテリトリーにはいらないことへのインセンティブの付与であり、そうしたインセンティブに基づく行動である。そうしたインセンティブ付与を一般化すれば、「SはX［前記の例においては、島の両側の岩によって規定される線で、島を二分するもの―筆者注］に対しZという態様で行為するようインセンティブを付与された」となる。当然ながら、インセンティブが消失すれば、「境界線」も消滅する。アレックスが自分のテリトリーを守れなくなった、ボブが当初の合意を不公正なものと考えるようになった、等々の事情により、相手のテリトリーにはいらないことへのインセンティブが失われたならば、「境界線」は守られなくなり、それを「境

界線」として扱うことには意味がなくなるであろう（pp.9-11）。

(57) 「仮説的な諸ケース」は、思考実験で取り上げられている（「所有権」等々に関わる）諸ケースを指している。

(58) Smit, Buekens, and du Plessis 2011においても、次のように述べられている―「我々の戦略は［中略］新たな存在論的領域［集合的志向性、機能の割り当て（assignment）、及び構成的ルールの三要素に基づいて形成される「制度的事実」（例えば貨幣、境界線）の領域―筆者注］を措定せず、それ故［サール説に―筆者注］勝っている」、「我々のより簡潔な分析は、存在論的に複雑なサールの代替的な説に比べ、正しい可能性がはるかに大きい」（pp.2-3）。

Smit, Buekens, and du Plessis 2016（Smit, Buekens, and du Plessis 2011及びSmit, Buekens, and du Plessis 2014に対するButchard and D'Amico 2015の批判に反論した論文）では、サール説は「インセンティブを付与された行為」説に包摂されると論じられている。同論文によれば、サールの主張は、「石の列に境界線を構成させるという共同の意図（joint intention）は、それを境界線にするのに十分である」というものである。そうした「共同の意図」が、「公に表現されている」としよう。そのことに基づいて、その石の列を越えてはならないという「道徳的信念」が生じ、それが行為のインセンティブを提供すれば、「境界線」が実際に存在するようになる。このように、サールの主張は、「インセンティブを付与された行為」説に包摂可能である（p.54）。こうした議論は、サール説に対する自説の優位性を「存在論」の複雑度に求める議論と整合的でない。

(59) 「所有権」の成立は、インセンティブ付与に基づいて説明されている。Smit, Buekens, and du Plessis 2014, pp.1818-1819を参照。

(60) 「有限責任会社を所有」するとは、有限責任会社の構成員であるということであろう。

(61) 後者は、「純粋な集合体（collective）、すなわち集合的意図のヴァリアントをそれぞれ持つ人々の集団」である（Elder-Vass 2015, p.254）。

(62) Elder-Vass 2012にも、同様の議論がある（pp.66-67）。

(63) 直前の文で「相互的信念」が言及されているので、「相互的知識」はその言い換えであろう。

(64) 別の箇所で、サールは、「集合的認知」を「集合的態度の［協力と比べて―筆者注］はるかに弱い形態」ととらえている（Searle 2010b, p.56）。

(65) 同論文は、「二重の適合方向」が論じられているサールの著作として、『社会的世界の形成』（Searle 2010b）、『社会的現実の構築』（Searle 1995）、及び『志向性』（Searle 1983）を挙げている（p.180）。

(66) その一例は、「二人を夫と妻と表象」することにより、二人の婚姻をうみ出す宣言である（p.186）。

(67) 本稿第一節（一）で、船の「命名」、議長への「任命」、候補者としての「指名」の例を紹介したが、これらを行う者も、制度内の「立場」を持つことが必要である。

(68) 「宣言」の成立が制度内の「立場」を要するという点は、サール論文「遂行文の仕組み」でも述べられている（Searle 1989, pp.548, 550）。

(69) 『社会的世界の形成』刊行後のサール論文で、次のように述べられている。集団成員が「我々はあなたをリーダーとして選ぶ」という発話によりリーダーを選ぶ場合、「明示的な（explicit）地位機能宣言」が行なわれている。しかし、「ビルがボスだから、ビルが来るまではこの問題について決められない」という発話も、「地位機能宣言」を成す。極端な場合、発話なしに「地位機能宣言」が行なわれることもあり得る（Searle 2010e, p.228）。

(70) Tsohatzidis 2010は、制度を前提とする「宣言」により制度を説明しようとするサールの議論には、「循環」の可能性があると述べている（同書評は電子的に刊行されており、ページ番号はない―筆者注）。第一タイプの「地位機能宣言」については、これは妥当な指摘であろう。

(71) サールは、「表象」の語を用いずに、「宣言」を説明する場合もある。以下を参照。「宣言」は、「ある事態が存在すると宣言してその事態を生じさせることにより、世界を変える（change the world by declaring that a state of affairs exists and thus bringing that state of affairs into existence）」（Searle 2010b, p.12）、「宣言において、我々は、或ることを、それが現実のものであると宣言することにより、現実のものとする（make something the case by declaring it to be the case）」（Searle 2010b, pp.16, 69）、「地位機能宣言」は、「地位機能を、それが存在すると宣言することにより形成する（create Status Functions by declaring them to exist）」（Searle 2010b, p.88）。以上においては、「表象」ではなく「宣言」が用いられている。「宣言」において、「我々は、或ることを、それが現実のものであると述べることにより、現実のものとする（make something the case by saying that it is the case）」（Searle 2010a, p.33）という説明においては、「表象する」ではなく「述べる」が用いられている。

なお、「我々は、現実を、それが言語行為の命題的内容に合うように変える［中略］そのことに成功するのは、我々が現実がそのように変わっていると表象する（represent the reality as being so changed）からである（Searle 2010b, p.12、傍点筆者）という説明もある。同様の説明が、『志向性』や『心、言語、及び社会』でも為されている―「ある種の言語行為は、事態が実現されたと表象することでその事態を実現することができる（can bring about states of affairs by way of representing them as having

been brought about)」(Searle 1983, p.176；訳書二四二頁、傍点筆者)、「宣言」において、「我々は、世界を―それが変えられたと表象し、言葉の世界に対する適合方向を達成することにより―変え、世界の言葉に対する適合方向を達成する（we change the world and thus achieve the world-to-word direction of fit by representing it as having been changed, and thus achieve the word-to-world direction of fit)」(Searle 1998a, p.150、傍点筆者)。これらの説明が、本文で引用した箇所における説明―「事実」が「既に存在していると表象する」ことに言及する説明―を言い換えたものであるかを、サールは明確にしていない。

(72) 既に『志向性』において、次のように述べられている。「われわれは、*p*という事態が成立しているものと表象することによって、*p*という事態をもたらす」(Searle 1983, p.171、訳書二三六頁)。また、『社会的現実の構築』において、次のように述べられている。「宣言」は、「制度的地位を、それが存在すると表象することにより形成する」(Searle 1995, p.74)。

(73) 『志向性』の中でサールは、「表象」・「表象する」の語は「簡略表現（shorthand)」に過ぎない。実質的に重要なのは、「命題的内容、適合方向などの観念」である、と述べている（Searle 1983, p.12; 拙訳)。

(74) サール論文「遂行文の仕組み」(Searle 1989) では、「表象」の語は用いられていないが、「命題的内容」に合うように世界が変えられることにより、「命題的内容」が正しいものになると論じられている。以下を参照。

「宣言」は、「命題的内容が、世界がそれに合うように変えられたので世界に合う―そうしたやり方で世界を変える（to change the world in such a way that the propositional content matches the world, because the world has been changed to match the propositional content)」(Searle 1989, p.541)。

成功裏に行われた宣言は、「言葉と世界の適合をもたらすのに、命題的内容を正しいものにするのに、十分である（sufficient to bring about the fit between words and world, to make the propositional content true)」(Searle 1989, p.547)。

「宣言」は、「その命題的内容の正しさをもたらすようなやり方で、世界を変える（changes the world in such a way as to bring about the truth of its propositional content)」、「私が『会議を終了します』と述べ、この宣言に成功するならば、私は自分が述べたことが正しいことを現実のものとする」(Searle 1989, p.553)。

以上は、「宣言」が（命令や約束と同様）「世界の言葉に対する適合方向」を持つと述べていると解釈し得よう。

そのように解釈できる議論が、『社会的現実の構築』にも見られる―「宣言において、そうした言語行為［宣言

―筆者注］の命題的内容により表象される事態（the state of affairs represented by the propositional content of the speech act）は、その言語行為そのものが成功裏に行われることにより、存在するようになる。制度的事実は、『会議を終了します』『私の全財産を甥に遺贈します』『あなたを議長に任命します』『ここに宣戦布告します』のような文の遂行的発話により形成され得る。こうした発話は、それが表象する事態そのものを形成する（These utterances create the very state of affairs that they represent）」（Searle 1995, p.34）。（なお、以上において、「表象」の主語が「言語行為の命題的内容」となっている箇所と「発話」となっている箇所がある。本文では、「適合方向」を持つ言語行為は「充足条件」を持つというサールの議論（本稿第一節（一）を参照）を踏まえ、「言語行為」を「表象」の主語として扱っている。）

サールとヴァンダーヴェーケンの共著『発語内的論理の基礎』は、「宣言」について、「世界を変化させ、世界は、言語行為［宣言―筆者注］の成功裏の遂行のみに基づいて、［宣言の―筆者注］命題的内容に合うようになる」と述べている（Searle and Vanderveken 1985, p.56）。その際、「宣言」は「世界の言葉に対する適合方向」を持つと述べているかのようである。しかし同書は、「宣言」は「世界を変える―世界がそのように変わったと表象することにより（bring about a change in the world by representing the world as so changed）」（すなわち、「宣言」は「二重の適合方向」を持つ）とも論じている（p.95）。

(75) 前述の制度的現実（あるいは制度的事実）の維持に関するサールの議論を参照。

(76) なお著者は、「宣言」が「或ることを、まさにその事態が存在すると主張することによりもたらす」ことを認めている（本稿第二節（三）を参照）。これを認めることは、サールの「二重の適合方向」論の否定と齟齬するのではないか。

(77) これら諸種のパワーについては、後述する。

(78) これは、「我々は受容する、了解する（acknowledge）、認知する、同調する（go along with）等々（Sはパワーを持つ（SはAを行う））」を略記したものである（Searle 1995, p.111）。なお、「S」は個人または集団を指し、「A」は行為を指す（Searle 1995, p.104）。

(79) いかなる意味で「部分的」であるかについて、サールは説明していない。

(80) いかなる意味で「部分的」であるかについて、サールは説明していない。

(81) サールは、「ストライクを一つ取られていることを、「条件的」な「地位」と呼んでいる（Searle 1995, p.109）。「この紙切れXは、五ドル紙幣Yになる」「この紙切れXは、駐車違反切符Yになる」という前記の例に合わせて言えば、打者Sは〈ストライクを一つ取られた者になる〉の

であり、〈ストライクを一つ取られた者〉が「地位」であろう。

(82) 同様のことが、同論文pp.308-309でも述べられている。

(83) 『社会的世界の形成』では、この点は言及されていないが、撤回もされていない。

(84) この「演算子」は、「基礎構造」における「受容」を、「認知」で置き換えただけのものである。

(85) これらは、本稿第一節（二）で取り上げた次の「形式」を参考にしている―「我々は、コンテクストCにおいて、宣言により（一つあるいは複数の）地位機能Fを持つ存在物Yの存在を現実のものとする」、「我々（あるいは私）は、Cにおいて宣言によりY地位機能の存在を現実のものとし、そうすることでYと特定の人（あるいは人々）Sの間の関係R―SRY［SとYの関係―筆者注］に基づいてSは行為A（あるいはAのタイプの行為）をするパワーを持つ―を形成する」。

(86) 同書によれば―行政機関が申請者に運転免許証を交付する場合、その機関の「集合的志向性」と「社会」の「集合的志向性」を区別する必要がある。「社会」の観点からは、「制度的パワー形成の形式」は

「我々は受容する（その機関は形成する（Sはできるようにされている（Sは車を運転する)))（We accept (The agency creates (S is enabled (S drives a car)))」

である（Searle 1995, p.106）。

『社会的世界の形成』で論じられている企業のケースに登場しないのは、カリフォルニア州議会の背後の「社会」である。『社会的現実の構築』の議論に合わせれば、企業のケースについても、「社会」を中心とした

〈我々は受容する（州議会は形成する（自然人等々はできるようにされている（自然人等々は企業を設立する)))〉

という「形式」に着目することになろう。